

令和 6 年 1 1 月定例会

(2 0 2 4 年)

市議会議案参考資料

吹 田 市

議事番号	事 件 名	議案書 ページ	参考資料 ページ
報告第 25 号	吹田市開発ビル株式会社の経営状況について	5	－
報告第 26 号	損害賠償額の決定に関する専決処分について	19	－
報告第 27 号	損害賠償額の決定に関する専決処分について	21	－
報告第 28 号	損害賠償額の決定に関する専決処分について	23	－
報告第 29 号	専決処分報告 令和6年度吹田市一般会計補正予算（第4号）	25	－
報告第 30 号	専決処分報告 令和6年度吹田市一般会計補正予算（第5号）	45	－
議案第105号	吹田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	53	5
議案第106号	吹田市民プール条例の一部を改正する条例の制定について	55	15
議案第107号	吹田市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について	57	19
議案第108号	吹田市文化会館条例の一部を改正する条例の制定について	59	23
議案第109号	吹田市立武道館条例の一部を改正する条例の制定について	61	27
議案第110号	吹田市立総合運動場条例の一部を改正する条例の制定について	63	31
議案第111号	吹田市立市民ギャラリー条例の一部を改正する条例の制定について	65	35
議案第112号	吹田市立スポーツグラウンド条例の一部を改正する条例の制定について	67	39
議案第113号	吹田市建築基準法施行条例及び吹田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	69	43
議案第114号	吹田市水道条例の一部を改正する条例の制定について	71	53
議案第115号	吹田市留守家庭児童育成室条例の一部を改正する条例の制定について	73	57
議案第116号	（仮称）吹田市北消防署北千里出張所建設工事（建築工事）請負契約の締結について	75	61
議案第117号	（仮称）吹田市立日の出町児童センター建設工事（建築工事）請負契約の一部変更について	77	75
議案第118号	佐井寺西土地地区画整理事業に係る造成等工事請負契約の一部変更について	79	77
議案第119号	吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業契約の一部変更について	81	79
議案第120号	吹田市立市民センター等の指定管理者の指定について	83	81
議案第121号	吹田市立南山田市民ギャラリーの指定管理者の指定について	85	85
議案第122号	吹田市立千里山竹園児童センターの指定管理者の指定について	87	89
議案第123号	吹田市立高齢者いきいの家の指定管理者の指定について	89	97
議案第124号	健都レールサイド公園及び吹田市立健都ライブラリーの指定管理者の指定について	91	107
議案第125号	吹田市立自然の家の指定管理者の指定について	93	119
議案第126号	令和6年度吹田市一般会計補正予算（第6号）	95	125

吹田市手数料条例現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現 行		改 正 案	
別表		別表	
1 証明等事務手数料		1 証明等事務手数料	
号	事務	事務	金額
(1)	納税に関する証明又は市民税及び府民税の課税に関する証明	納税に関する証明又は市民税、府民税及び森林環境税の課税に関する証明	1 件につき300円（多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により証明書等を発行する機能を有するものをいう。以下この表及び次項の表において同じ。）により交付する場合にあつては、1 件につき200円）
(2)	土地、建物その他の資産に関する証明、固定資産税及び都市計画税の課税に関する証明又は公課に関する証明	固定資産税及び都市計画税の課税に関する証明	1 件につき300円
(3)	-----略-----	-----略-----	-----略-----
ゝ			
(14)			
備考		備考	
2 } ゝ 16		2 } ゝ 16	

吹田市手数料条例の一部改正について

1 改正の理由

吹田市使用料・手数料及び自己負担金設定に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）に基づき、吹田市手数料条例の一部を改正するものです。

2 改正の内容

(1) 納税に関する証明又は市民税、府民税及び森林環境税の課税に関する証明の手数料改定

手数料については、基本方針に沿って、算定を行った結果、算定した料金が現行料金の 1.2 倍以上となるため、現在の 1 件につき 250 円から 300 円に改定します。

(2) 固定資産税及び都市計画税の課税に関する証明の手数料改定

手数料については、基本方針に沿って、算定を行った結果、算定した料金が現行料金の 1.2 倍以上となるため、現在の 1 件につき 200 円から 300 円に改定します。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

令和5年度（2023年度）課税所得証明書等1件あたりの交付経費

1 コスト計算結果（1件当たり）

人件費（265円）＋業務経費（52円）＝合計317円

2 1件当たりの経費内訳

	(ア)	(イ)
(1)	交付件数 課税所得証明書及び納税証明書交付件数 (無手数料分を含む)	40,028件
(2)	人件費	265円
(3)	業務経費	
(4)	消耗品費	178千円
(5)	印刷製本費	87千円
(6)	通信運搬費	69千円
(7)	委託料	1,414千円
(8)	賃借料	167千円
(9)	備品購入費	181千円
(10)	小計 (4) ～ (9)	2,096千円
(11)	(10) ÷ (1)	52円
(12)	合計 (2) + (11)	317円

大阪府内（北摂・中核市）の課税所得証明書等1件あたり交付手数料

（単位：円）

	(7)	(イ)
	市名	窓口交付
(1)	吹田	250
		(300)
(2)	豊中	300
(3)	池田	300
(4)	高槻	300
(5)	茨木	300
(6)	箕面	300
(7)	摂津	300
(8)	枚方	300
(9)	八尾	300
(10)	寝屋川	300
(11)	東大阪	300
(12)	他市平均	300

※令和6年（2024年）9月現在

（ ）は改定案

令和5年度（2023年度）評価証明書等1件あたりの交付経費

1 コスト計算結果（1件当たり）

人件費（306円）＋業務経費（65円）＝合計371円

2 1件当たりの経費内訳

		(ア)	(イ)
(1)	交付件数	評価証明書等交付件数 (無手数料分を含む)	21,403件
(2)		人件費	306円
(3)		業務経費	
(4)		消耗品費	54千円
(5)	経	印刷製本費	23千円
(6)		通信運搬費	69千円
(7)	費	委託料	986千円
(8)		賃借料	156千円
(9)		備品購入費	112千円
(10)		小計 (4) ～ (9)	1,400千円
(11)		(10) ÷ (1)	65円
(12)		合計 (2) + (11)	371円

大阪府内（北摂・中核市）の評価証明書等1件あたり交付手数料

（単位：円）

	(7)	(イ)
	市名	窓口交付
(1)	吹田	200 (300)
(2)	豊中	300
(3)	池田	300
(4)	高槻	300
(5)	茨木	300
(6)	箕面	300
(7)	摂津	300
(8)	枚方	300
(9)	八尾	300
(10)	寝屋川	300
(11)	東大阪	300
(12)	他市平均	300

※令和6年（2024年）9月現在

（ ）は改定案

（ 5 ）

使用料及び手数料の改定について

1 使用料及び手数料の改定の経過

使用料及び手数料については、受益と負担の公平性確保の観点から料金設定の適正化を図るため、吹田市使用料・手数料及び自己負担金設定に関する基本方針に沿って、原則として4年ごとに見直しを行うこととしています。

今回、使用料及び手数料に係るコスト計算を行い、算定した料金が現行料金の1.2倍以上となるものを中心に、近隣各市の状況にも配慮し、改定の検討を行いました。

なお、引上げ改定に当たっては、急激な負担の増加を緩和するため、改定率の上限を1.5倍としています。

2 条例改正により改定する使用料及び手数料の一覧

(1) 使用料

議案番号	所管部	所管室課	条例名	概要
106	都市魅力部	文化スポーツ推進室	吹田市民プール条例	コスト計算による引上げ。
107	都市魅力部	文化スポーツ推進室	吹田市民体育館条例	コスト計算による引上げ。
108	都市魅力部	文化スポーツ推進室	吹田市文化会館条例	近隣各市の状況との比較による引上げ。
109	都市魅力部	文化スポーツ推進室	吹田市立武道館条例	コスト計算による引上げ。
110	都市魅力部	文化スポーツ推進室	吹田市立総合運動場条例	コスト計算による引上げ。
111	都市魅力部	文化スポーツ推進室	吹田市立市民ギャラリー条例	コスト計算による引上げ。料金体系についても1日分の枠から3区分に変更。
112	都市魅力部	文化スポーツ推進室	吹田市立スポーツグラウンド条例	コスト計算による引上げ。
115	地域教育部	放課後子ども育成室	吹田市留守家庭児童育成室条例	コスト計算による引上げ。

(2) 手数料

議案番号	所管部	所管室課	条例名	概要
105	税務部	市民税課	吹田市手数料条例	コスト計算による引上げ。

吹田市民プール条例現行・改正案対照表

現 行		改 正 案	は改正箇所
別表	市民プール使用料	市民プール使用料	
備考	1 トレーニング室のみを使用するときは、本表基本使用料及び超過使用料に代えて、1時間につき100円の使用料を徴収する。 2 使用者の住所及び勤務先又は就学する学校等の所在地のいずれもが本市外であるときは、本表基本使用料及び超過使用料又は前項に規定する使用料の10割増しの使用料を徴収する。 3 } 4 } 5 } 6 専用使用は、市長が適当であると認める場合に限り許可するものとし、1時間につき15,000円（使用者の住所及び勤務先又は就学する学校等の所在地のいずれも（団体にあつては、その所在地）が本市外であるときは、30,000円）の使用料を徴収する。	1 トレーニング室のみを使用するときは、本表基本使用料及び超過使用料に代えて、1時間につき150円の使用料を徴収する。 2 使用者の住所及び勤務先又は就学する学校等の所在地のいずれもが市外にあるときは、本表基本使用料及び超過使用料又は前項に規定する使用料の10割の割増使用料を併せて徴収する。 3 } 4 } 5 } 6 専用使用は、市長が適当であると認める場合に限り許可するものとし、1時間につき15,000円（使用者の住所及び勤務先又は就学する学校等の所在地のいずれも（団体にあつては、その所在地）が市外にあるときは、30,000円）の使用料を徴収する。	

吹田市民プール条例の一部改正について

1 改正の理由

吹田市使用料・手数料及び自己負担金設定に関する基本方針に従い、吹田市民プールの使用料の改定を行うため、吹田市民プール条例の一部を改正するものです。

2 改正の内容

トレーニング室の使用料について、1.5 倍に改定します。

3 使用料

吹田市民プール条例現行・改正案対照表のとおり

【参考】新料金表 () 内は旧料金

一般	1 時間につき 150 円 (1 時間につき 100 円)
----	-----------------------------------

4 施行期日

令和 7 年 (2 0 2 5 年) 4 月 1 日

吹田市民体育館条例現行・改正案対照表

は改正箇所

現 行		改 正 案																																											
(指定管理者による管理) 第11条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に体育館の管理に係る次に掲げる業務を行わせることができる。 (1) 第5条に規定する事業の実施に関する業務 (2) $\left. \begin{array}{l} \text{ } \\ \text{ } \end{array} \right\}$ (5) $\left. \begin{array}{l} \text{ } \\ \text{ } \end{array} \right\}$ 2 $\left. \begin{array}{l} \text{ } \\ \text{ } \end{array} \right\}$ 5 $\left. \begin{array}{l} \text{ } \\ \text{ } \end{array} \right\}$ -----略-----		(指定管理者による管理) 第11条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に体育館の管理に係る次に掲げる業務を行わせることができる。 (1) 第4条に規定する事業の実施に関する業務 (2) $\left. \begin{array}{l} \text{ } \\ \text{ } \end{array} \right\}$ (5) $\left. \begin{array}{l} \text{ } \\ \text{ } \end{array} \right\}$ 2 $\left. \begin{array}{l} \text{ } \\ \text{ } \end{array} \right\}$ 5 $\left. \begin{array}{l} \text{ } \\ \text{ } \end{array} \right\}$ -----略-----																																											
別表		別表																																											
市民体育館使用料		市民体育館使用料																																											
(1) 専用使用の場合		(1) 専用使用の場合																																											
<table><tr><th rowspan="2">施設の名称</th><th colspan="3">金額</th></tr><tr><th>午前9時から 正午まで</th><th>午後1時から 午後5時まで</th><th>午後6時から 午後9時まで</th></tr><tr><td>第1体育室</td><td>5,900円</td><td>8,900円</td><td>12,400円</td></tr><tr><td>第2体育室（北千里市民体育館・山田市民体育館・目儀市民体育館）</td><td>2,900円</td><td>4,400円</td><td>6,200円</td></tr><tr><td>その他の体育室</td><td>1,200円</td><td>1,700円</td><td>2,400円</td></tr><tr><td>多目的ホール（目儀市民体育館）</td><td>1,400円</td><td>2,000円</td><td>2,900円</td></tr></table>		施設の名称	金額			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	第1体育室	5,900円	8,900円	12,400円	第2体育室（北千里市民体育館・山田市民体育館・目儀市民体育館）	2,900円	4,400円	6,200円	その他の体育室	1,200円	1,700円	2,400円	多目的ホール（目儀市民体育館）	1,400円	2,000円	2,900円	<table><tr><th rowspan="2">施設の名称</th><th colspan="3">金額</th></tr><tr><th>開館時刻から 正午までの時 間帯</th><th>正午から午後 6時までの時 間帯</th><th>午後6時から 閉館時刻まで の時間帯</th></tr><tr><td>第1体育室</td><td>1時間につき 2,600円</td><td>1時間につき 3,300円</td><td>1時間につき 5,900円</td></tr><tr><td>第2体育室（北千里市民体育館・山田市民体育館・目儀市民体育館）</td><td>1時間につき 1,200円</td><td>1時間につき 1,600円</td><td>1時間につき 2,800円</td></tr><tr><td>その他の体育室</td><td>1時間につき</td><td>1時間につき</td><td>1時間につき</td></tr></table>		施設の名称	金額			開館時刻から 正午までの時 間帯	正午から午後 6時までの時 間帯	午後6時から 閉館時刻まで の時間帯	第1体育室	1時間につき 2,600円	1時間につき 3,300円	1時間につき 5,900円	第2体育室（北千里市民体育館・山田市民体育館・目儀市民体育館）	1時間につき 1,200円	1時間につき 1,600円	1時間につき 2,800円	その他の体育室	1時間につき	1時間につき	1時間につき
施設の名称	金額																																												
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで																																										
第1体育室	5,900円	8,900円	12,400円																																										
第2体育室（北千里市民体育館・山田市民体育館・目儀市民体育館）	2,900円	4,400円	6,200円																																										
その他の体育室	1,200円	1,700円	2,400円																																										
多目的ホール（目儀市民体育館）	1,400円	2,000円	2,900円																																										
施設の名称	金額																																												
	開館時刻から 正午までの時 間帯	正午から午後 6時までの時 間帯	午後6時から 閉館時刻まで の時間帯																																										
第1体育室	1時間につき 2,600円	1時間につき 3,300円	1時間につき 5,900円																																										
第2体育室（北千里市民体育館・山田市民体育館・目儀市民体育館）	1時間につき 1,200円	1時間につき 1,600円	1時間につき 2,800円																																										
その他の体育室	1時間につき	1時間につき	1時間につき																																										

現 行		改 正 案			
備考 1 2 3 } 4 5	-----略----- 団体の所在地が本市外であるときは、本表使用料の10割増しの使用料を徴収する。 -----略----- 多目的ホールについては、この表中「午後9時まで」とあるのは、「午後10時まで」とする。				
	(2) 個人使用の場合				
	使用者	金額			
	小学生・中学生	1時間につき50円			
	一般	1時間につき100円			
備考 1 2 3 } 4	-----略----- 使用者の住所及び勤務先又は就学する学校等の所在地のいずれもが本市外であるときは、本表使用料の10割増しの使用料を徴収する。 -----略-----				
	(2) 個人使用の場合				
	使用者	金額			
	小学生・中学生	1時間につき70円			
	一般	1時間につき150円			
備考 1 2 3 } 4	-----略----- 団体の所在地が本市外にあるときは、本表使用料の10割の割増使用料を併せて徴収する。 -----略-----				
	(2) 個人使用の場合				
	使用者	金額			
	小学生・中学生	1時間につき70円			
	一般	1時間につき150円			
備考 1 2 3 } 4	-----略----- 多目的ホール（目黒市民体育館） 500円 1時間につき 600円 630円 1時間につき 750円 1,100円 1,000円				

吹田市民体育館条例の一部改正について

1 改正の理由

吹田市使用料・手数料及び自己負担金設定に関する基本方針に従い、吹田市民体育館の使用料の改定を行うとともに、専用使用において使用時間が連続した場合への対応を行うために、吹田市民体育館条例の一部を改正するものです。

2 改正の内容

- (1) 使用料を 1.5 倍相当に改定します。
- (2) 使用時間の区分ごとに定めていた使用料の額を 1 時間を単位とする額に改正します。

3 使用料

吹田市民体育館条例現行・改正案対照表のとおり

4 使用時間の区分

連続した使用に対応するため使用時間区分を多様化し、吹田市民体育館条例施行規則に次のとおり定めます。

(1) 専用使用の場合

- ア 午前 9 時から正午まで
- イ 午後 1 時から午後 5 時まで
- ウ 午後 6 時から午後 9 時まで
- エ 午前 9 時から午後 5 時まで（新設）
- オ 午後 1 時から午後 9 時まで（新設）
- カ 午前 9 時から午後 9 時まで（新設）

※超過の使用料の額は、使用時間区分に該当する額を適用する。

※目黒市民体育館の多目的ホールについては、「午後 9 時まで」とあるのは「午後 10 時まで」とする。

(2) 個人使用の場合

- ア 午前9時から正午まで
 イ 午後1時から午後3時まで
 ウ 午後3時から午後5時まで
 エ 午後6時から午後9時まで

※ただし、トレーニング室のみを使用するときは、任意の時間で使用可能。

【参考】新料金表

専用使用

() 内は旧料金

施設の名称	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで (※3)	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで (※3)	午前9時から 午後9時まで (※3)
第1体育室	7,800 円 (5,900 円)	13,200 円 (8,900 円)	17,700 円 (12,400 円)	24,300 円	34,200 円	45,300 円
第2体育室 (※1)	3,600 円 (2,900 円)	6,400 円 (4,400 円)	8,400 円 (6,200 円)	11,600 円	16,400 円	21,600 円
その他体育室	1,500 円 (1,200 円)	2,520 円 (1,700 円)	3,300 円 (2,400 円)	4,650 円	6,450 円	8,580 円
多目的ホール (※2)	1,800 円 (1,400 円)	3,000 円 (2,000 円)	4,000 円 (2,900 円)	5,550 円	7,750 円	10,300 円

※1：第2体育室は、北千里市民体育館・山田市民体育館・目黒市民体育館のみ。

※2：多目的ホールは、目黒市民体育館のみ。

※3：多目的ホールは、表中「午後9時まで」とあるのは「午後10時まで」とする。

個人使用

() 内は旧料金

使用者	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで
小学生・中学生	210 円 (150 円)	140 円 (100 円)	140 円 (100 円)	210 円 (150 円)
一般	450 円 (300 円)	300 円 (200 円)	300 円 (200 円)	450 円 (300 円)
トレーニング室	1時間につき 150 円 (1時間につき 100 円)			

※トレーニング室のみを使用するときは、任意の時間で使用可能。

5 施行期日

令和7年（2025年）4月1日

現 行		改 正 案																																	
<table><tr><td>リハ－</td><td>平日</td><td rowspan="3">-----略-----</td></tr><tr><td>サル室</td><td>土曜日・日曜日</td></tr><tr><td></td><td>休日</td></tr><tr><td colspan="2">}</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">屋上庭園</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">附属設備等</td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>別に市長が定める額</td></tr></table>		リハ－	平日	-----略-----	サル室	土曜日・日曜日		休日	}			屋上庭園			附属設備等					別に市長が定める額	<table><tr><td>リハ－</td><td>平日</td><td rowspan="3">-----略-----</td></tr><tr><td>サル室</td><td>土曜日・日曜日</td></tr><tr><td></td><td>休日</td></tr><tr><td colspan="2">}</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">屋上庭園</td><td></td></tr></table>		リハ－	平日	-----略-----	サル室	土曜日・日曜日		休日	}			屋上庭園		
リハ－	平日	-----略-----																																	
サル室	土曜日・日曜日																																		
	休日																																		
}																																			
屋上庭園																																			
附属設備等																																			
		別に市長が定める額																																	
リハ－	平日	-----略-----																																	
サル室	土曜日・日曜日																																		
	休日																																		
}																																			
屋上庭園																																			
備考		備考																																	
1 -----略-----		1 -----略-----																																	
2 住所（法人にあつては、その事務所の所在地）が本市内である使用者が大ホール、中ホール又は小ホール（以下「ホール」という。）を使用する場合において、入場料その他これに類するものを徴収しないときは、ホールの使用に伴う附属設備等に係る本表使用料の5割の使用料を徴収する。		2 使用者の住所（法人にあつては、その事務所の所在地。以下同じ。）が市外にあるときは、本表使用料の10割の割増使用料を併せて徴収する。																																	
3 ホールを練習又は準備のために使用するときは、本表及び前項の規定により算定した使用料の5割の使用料を徴収する。		3 住所が市内にある使用者が大ホール、中ホール又は小ホール（以下「ホール」という。）を使用する場合において、入場料その他これに類するものを徴収するときは、ホール及びホールの使用に伴い使用する楽屋又は控室に係る本表使用料の10割の割増使用料を併せて徴収する。																																	
4 使用者の住所（法人にあつては、その事務所の所在地）が本市外であると		4 ホールを練習又は準備のために使用するときは、ホールに係る本表及び前																																	
きは、レセプションホール、練習室、レセプションホール控室、集會室、展示室、茶室、和室、会議室及び屋上庭園については、本表使用料の10割増の使用料を徴収する。		2項の規定により算定した使用料の5割の使用料を徴収する。																																	
		5 別に市長が定める附属設備等を使用するときは、本表使用料のほか、市長が定める使用料を徴収する。																																	

吹田市文化会館条例の一部改正について

1 改正の理由

吹田市使用料・手数料及び自己負担金設定に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）に従い、吹田市文化会館の使用料の改定を行うために、吹田市文化会館条例の一部を改正するものです。

2 改正の内容

(1) 大ホール、中ホール及び小ホール（以下、「ホール」という。）使用料改定

現在、吹田市文化会館のホール使用料は近隣市のホール使用料を参考として使用料を定めていますが、近隣市のホールの多数が使用料を値上げしていることから、使用料を 1.2 倍相当に改定します。

(2) 吹田市文化会館条例の別表（第 7 条関係）を市内料金に統一

吹田市文化会館条例の別表（第 7 条関係）について、ホール以外の貸室は市内等料金（※ 1）が記載されていますが、ホールは市外等料金（※ 2）が記載されており、市民にとってわかりにくいことから、ホールについても市内等料金の表示に統一します。

※ 1 使用者の住所（法人は事務所）が吹田市内かつ入場料その他それに類するものを徴収しない場合の料金

※ 2 使用者の住所（法人は事務所）が吹田市外又は市内で入場料その他それに類するものを徴収する場合の料金

(3) リハーサル室、ホール楽屋及びホール控室に市外等料金を設定

現在、リハーサル室、ホール楽屋及びホール控室には、市外等料金が設定されていませんが、基本方針における市内在住者の利用を優先するという観点から、ホール及びホール以外の貸室と同様に市外等料金を設定します。

3 使用料

詳細は、吹田市文化会館条例現行・改正案対照表のとおり

【参考】

土曜日、日曜日又は休日に全日（午前9時から午後10時まで）使用した場合

	① 現行	② 改定案	③ 増加額 (②－①)
大ホール	182,000円 (364,000円)	220,000円 (440,000円)	38,000円 (76,000円)
中ホール	64,500円 (129,000円)	77,000円 (154,000円)	12,500円 (25,000円)
小ホール	21,000円 (42,000円)	26,400円 (52,800円)	5,400円 (10,800円)

※1 () は市外等料金

※2 ホールを練習又は準備のために使用するときは、上記使用料の5割の金額を徴収する。

4 施行期日

令和7年（2025年）10月1日

吹田市立武道館条例現行・改正案対照表

は改正箇所

現 行		改 正 案	
別表		別表	
1 専用使用の場合		1 専用使用の場合	
別表	武道館使用料	武道館使用料	
		施設の名称等	金額
			開館時刻から正午までの時間帯
		第1 武道室	正午から午後6時までの時間帯
			午後6時から閉館時刻までの時間帯
		第2 武道室	1時間につき2,000円
			1時間につき2,500円
		第3 武道室	1時間につき3,200円
			1時間につき4,500円
		弓道場	1時間につき2,500円
備考	1 } } 3 }	10人立ち	1時間につき1,200円
			1時間につき1,600円
		5人立ち	1時間につき800円
			1時間につき1,400円
		4 団体の所在地が本市外であるときは、本表使用料の10割増しの使用料を徴収する。	
		5 -----略-----	
		4 団体の所在地が本市外であるときは、本表使用料の10割増しの使用料を併せて徴収する。	
		5 -----略-----	
		4 団体の所在地が市外にあるときは、本表使用料の10割の割増使用料を併せて徴収する。	
		5 -----略-----	

現 行		改 正 案	
2 個人使用の場合		2 個人使用の場合	
使用者	金額		金額
	午前9時から正午 まで	午後1時から午後 5時まで	午後6時から午後 9時まで
	120円	150円	120円
小学生・中学生	250円	300円	120円
一般			
備考		備考	
1	-----略-----	1	-----略-----
2	使用者の住所及び勤務先又は就学する学校等の所在地のいずれもが本市外 であるときは、本表使用料の10割増しの使用料を徴収する。	2	使用者の住所及び勤務先又は就学する学校等の所在地のいずれもが市外に あるときは、本表使用料の10割の割増使用料を併せて徴収する。
3 } 4 }	-----略-----	3 } 4 }	-----略-----

吹田市立武道館条例の一部改正について

1 改正の理由

吹田市使用料・手数料及び自己負担金設定に関する基本方針に従い、吹田市立武道館の使用料の改定を行うとともに、専用使用において使用時間が連続した場合への対応を行うために、吹田市立武道館条例の一部を改正するものです。

2 改正の内容

- (1) 専用使用における使用料を 1.28 倍相当に改定します。
- (2) 個人使用における使用料は時間区分ごとに料金を定めていましたが、一律料金とし、使用料を 1.5 倍相当に改定します。
- (3) 使用時間の区分ごとに定めていた使用料の額を 1 時間を単位とする額に改正します。

3 使用料

吹田市立武道館条例現行・改正案対照表のとおり

4 使用時間の区分

連続した使用に対応するため使用時間区分を多様化し、吹田市立武道館条例施行規則に次のとおり定めます。

(1) 専用使用の場合

- ア 午前 9 時から正午まで
- イ 午後 1 時から午後 5 時まで
- ウ 午後 6 時から午後 9 時まで
- エ 午前 9 時から午後 5 時まで（新設）
- オ 午後 1 時から午後 9 時まで（新設）
- カ 午前 9 時から午後 9 時まで（新設）

※超過の使用料の額は、使用時間区分に該当する額を適用する。

(2) 個人使用の場合

- ア 午前9時から正午まで
- イ 午後1時から午後5時まで
- ウ 午後6時から午後9時まで

【参考】新料金表

専用使用

() 内は旧料金

施設の名称	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
第1武道室	6,000円 (5,400円)	10,000円 (8,100円)	13,500円 (11,300円)	18,500円	26,000円	34,500円
第2武道室	7,500円 (6,700円)	12,800円 (10,100円)	17,100円 (14,100円)	23,500円	33,100円	43,800円
第3武道室	3,300円 (3,000円)	5,600円 (4,500円)	7,500円 (6,300円)	10,300円	14,500円	19,200円
弓道場 10人立ち	3,600円 (3,400円)	6,400円 (5,000円)	8,400円 (7,000円)	11,600円	16,400円	21,600円
弓道場 5人立ち	1,800円 (1,700円)	3,200円 (2,500円)	4,200円 (3,500円)	5,800円	8,200円	10,800円

個人使用

() 内は旧料金

使用者	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
小学生 中学生	180円 (120円)	240円 (150円)	180円 (120円)
一般	360円 (250円)	480円 (300円)	360円 (250円)

5 施行期日

令和7年(2025年)4月1日

現	行	改	正	案
2 使用者の住所及び勤務先又は就学する学校等の所在地のいずれもが<u>本市外</u>であるときは、本表使用料の10割の割増使用料を併せて徴収する。 3 } 4 } -----略-----	2 使用者の住所及び勤務先又は就学する学校等の所在地のいずれもが<u>本市外</u>にあるときは、本表使用料の10割の割増使用料を併せて徴収する。 3 } 4 } -----略-----			

吹田市立総合運動場条例の一部改正について

1 改正の理由

吹田市使用料・手数料及び自己負担金設定に関する基本方針に従い、吹田市立総合運動場の使用料の改定を行うため、吹田市立総合運動場条例の一部を改正するものです。

2 改正の内容

- (1) 専用使用におけるトラックの使用料を 1.47 倍相当に改定します。
- (2) 専用使用におけるフィールドの使用料を 1.25 倍相当に改定します。
- (3) 個人使用の使用料を 1.5 倍相当に改定します。

3 使用料

吹田市立総合運動場条例現行・改正案対照表のとおり

【参考】新料金表

専用使用

() 内は旧料金

施設の名称	午前 9 時から 午前 11 時まで	午前 11 時から 午後 1 時まで	午後 1 時から 午後 3 時まで	午後 3 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 午後 9 時まで
トラック	2,600 円 (2,000 円)		4,400 円 (3,000 円)		5,600 円 (4,000 円)	
フィールド	6,000 円 (5,000 円)		10,000 円 (8,000 円)		13,000 円 (11,000 円)	

個人使用

() 内は旧料金

使用者	午前 9 時から 午前 11 時まで	午前 11 時から 午後 1 時まで	午後 1 時から 午後 3 時まで	午後 3 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 午後 9 時まで
小学生 中学生	140 円 (100 円)					
一般	300 円 (200 円)					
トレーニング室	1 時間につき 150 円 (1 時間につき 100 円)					

※トレーニング室のみを使用するときは、任意の時間で使用可能。

4 施行期日

令和 7 年（2025 年）4 月 1 日

吹田市立市民ギャラリー一条例現行・改正案対照表

現 行		改 正 案	は改正箇所						
(使用料) 第6条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の許可を受けたときに別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。 2 } 3 } -----略-----		(使用料) 第6条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の許可を受けたときに、1時間につき600円（次の各号に掲げる場合にあっては、1時間につき600円に当該各号に定める額を加えて得た額）の使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。 (1) 使用者の住所（法人にあっては、その事務所の所在地）が市外にある場合（別に市長が定める場合を除く。） 600円 (2) 使用者が入場料その他これに類するものを徴収する場合 1,200円の範囲内で市長が定める額 2 } 3 } -----略-----							
別表 ギャラリー一使用料 <table><tr><th>使用時間</th><th>午前10時から午後7時まで</th><th>1時間増すごとに</th></tr><tr><th>使用料</th><td>4,000円</td><td>500円</td></tr></table> 備考 1 使用者の住所（法人にあっては、その事務所の所在地）が本市外であると きは、別に市長が定める場合を除き、本表使用料の10割増しの使用料を徴 収する。 2 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するときは、本表使用料の 20割増しの額の範囲内において、市長が定める使用料を徴収する。		使用時間	午前10時から午後7時まで	1時間増すごとに	使用料	4,000円	500円		
使用時間	午前10時から午後7時まで	1時間増すごとに							
使用料	4,000円	500円							

吹田市立市民ギャラリー条例の一部改正について

1 改正の理由

吹田市使用料・手数料及び自己負担金設定に関する基本方針に従い、吹田市立南山田市民ギャラリーの使用料の改定を行うとともに、市民の利便性向上を目的として、使用時間の区分の細分化を行うために、吹田市立市民ギャラリー条例の一部を改正するものです。

2 改正の内容

現行、吹田市立市民ギャラリー条例において、午前 10 時から午後 7 時までの使用時間を単位とする使用料の額を定めていますが、1 時間を単位とする額に改正します。

3 使用料

1 時間単価 600 円

4 使用時間の区分

新たに使用時間区別を設定し、吹田市立市民ギャラリー条例施行規則に定めます。
なお、各使用時間における金額は以下のとおりです。

() 内は旧料金

使用時間	金 額
午前 10 時から午後 1 時まで (新設)	1,800 円
午後 1 時から午後 4 時まで (新設)	1,800 円
午後 4 時から午後 7 時まで (新設)	1,800 円
午前 10 時から午後 7 時まで	5,400 円 (4,000 円)

5 施行期日

令和 7 年 (2025 年) 4 月 1 日

吹田市立スポーツグラウンド条例現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現	行	改	正	案
別表	グラウンド使用料	グラウンド使用料		
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				
グラウンド使用料				
別表				

吹田市立スポーツグラウンド条例の一部改正について

1 改正の理由

吹田市使用料・手数料及び自己負担金設定に関する基本方針に従い、吹田市立スポーツグラウンドの使用料の改定を行うため、吹田市立スポーツグラウンド条例の一部を改正するものです。

2 改正の内容

- (1) 野球場の使用料を 1.47 倍相当に改定します。
- (2) テニスコートの使用料を 1.4 倍相当に改定します。
- (3) 使用時間の区分ごとに定めていた使用料の額を 1 時間を単位とする額に改正します。

3 使用料

吹田市立スポーツグラウンド条例現行・改正案対照表のとおり

4 使用時間の区分

使用時間区分について吹田市立スポーツグラウンド条例施行規則に次のとおり定めます。

- (1) 午前 7 時から午前 9 時まで
- (2) 午前 9 時から午前 11 時まで
- (3) 午前 11 時から午後 1 時まで
- (4) 午後 1 時から午後 3 時まで
- (5) 午後 3 時から午後 5 時まで
- (6) 午後 5 時から午後 7 時まで
- (7) 午後 7 時から午後 9 時まで

【参考】新料金表

専用使用 () 内は旧料金

施設の名称	各使用時間区分（2時間単位）
野球場	2,200 円 (1,500 円)
テニスコート	840 円 (600 円)

5 施行期日

令和7年（2025年）4月1日

第1条関係

吹田市建築基準法施行条例現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現 行	改 正 案
(建築物に係る確認申請等手数料) 第6条 } 2 -----略----- 3 第1項の表の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。ただし、建築物が法第86条の8第1項、同条第3項（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）又は法第87条の2第1項の規定による認定を受けたものである場合にあっては、当該各号に定める面積に0.5を乗じて得た面積とする。 (1) -----略----- (2) 既存の建築物と一の建築物となる増築をする場合（移転する場合を除く。）当該増築に係る部分の床面積に、当該増築に係る部分以外の部分の床面積に0.1を乗じて得た面積を合計した面積。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該増築に係る部分の床面積とする。 ア 既存の建築物が、平成12年6月1日以後に確認済証（法第6条第1項、法第6条の2第1項又は法第18条第3項の確認済証をいう。以下同じ。）の交付を受けたものである場合 イ } (3) } } -----略----- (5) } 4 5 第1項の申請又は通知をしようとする者は、当該申請又は通知に係る計画について	(建築物に係る確認申請等手数料) 第6条 } 2 -----略----- 3 第1項の表の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。ただし、建築物が法第86条の8第1項、同条第3項（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）又は法第87条の2第1項の規定による認定を受けたものである場合にあっては、当該各号に定める面積に0.5を乗じて得た面積とする。 (1) -----略----- (2) 既存の建築物と一の建築物となる増築をする場合（移転する場合を除く。）当該増築に係る部分の床面積に、当該増築に係る部分以外の部分の床面積に0.1を乗じて得た面積を合計した面積。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該増築に係る部分の床面積とする。 ア 既存の建築物が、平成12年6月1日以後に確認済証（法第6条第1項、法第6条の2第1項又は法第18条第3項の確認済証をいう。以下同じ。）の交付を受けたものである場合 イ } (3) } } -----略----- (5) } 4 5 第1項の申請又は通知をしようとする者は、当該申請又は通知に係る計画について

現 行	改 正 案
て法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第4項ただし書の規定による建築主事等の審査（以下「構造計算適合性審査」という。）を受けようとするときは、第1項の手数料のほか、次の表の中欄に掲げる構造計算適合性審査に係る建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納めなければならない。 略 略 6 （建築物に係る完了検査申請等手数料） 第8条 法第7条第1項の規定による完了検査の申請（次項に規定する申請を除く。）又は法第18条第16項の規定による工事を完了した旨の通知（次項に規定する通知を除く。）をしようとする者は、申請又は通知1件につき、次の表の中欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納めなければならない。 略 略 2 法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は法第18条第16項の規定による工事を完了した旨の通知のうち、法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についての申請又は通知をしようとする者は、申請又は通知1件につき、次の表の中欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納めなければならない。 略 略 3 } { 7 （建築設備及び工作物に係る完了検査申請等手数料） 第9条 法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定による完了検査の申	て法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第5項ただし書の規定による建築主事等の審査（以下「構造計算適合性審査」という。）を受けようとするときは、第1項の手数料のほか、次の表の中欄に掲げる構造計算適合性審査に係る建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納めなければならない。 略 略 6 （建築物に係る完了検査申請等手数料） 第8条 法第7条第1項の規定による完了検査の申請（次項に規定する申請を除く。）又は法第18条第20項の規定による工事を完了した旨の通知（次項に規定する通知を除く。）をしようとする者は、申請又は通知1件につき、次の表の中欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納めなければならない。 略 略 2 法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は法第18条第20項の規定による工事を完了した旨の通知のうち、法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についての申請又は通知をしようとする者は、申請又は通知1件につき、次の表の中欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納めなければならない。 略 略 3 } { 7 （建築設備及び工作物に係る完了検査申請等手数料） 第9条 法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定による完了検査の申

現 行		改 正 案												
請又は法第87条の4において準用する法第18条第16項の規定による工事を完了した旨の通知をしようとする者は、1の建築設備につき、次の表の中欄に掲げる建築設備の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納めなければならない。 -----略----- 2 法第88条第1項若しくは第2項において準用する法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する法第18条第16項の規定による工事を完了した旨の通知をしようとする者は、1の工作物につき12,000円の手数料を納めなければならない。 (建築物に係る中間検査申請等手数料) 第10条 法第7条の3第1項の規定による中間検査の申請又は法第18条第19項の規定による特定工程に係る工事を終えた旨の通知をしようとする者は、申請又は通知1件につき、次の表の中欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納めなければならない。 -----略-----		請又は法第87条の4において準用する法第18条第20項の規定による工事を完了した旨の通知をしようとする者は、1の建築設備につき、次の表の中欄に掲げる建築設備の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納めなければならない。 -----略----- 2 法第88条第1項若しくは第2項において準用する法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する法第18条第20項の規定による工事を完了した旨の通知をしようとする者は、1の工作物につき12,000円の手数料を納めなければならない。 (建築物に係る中間検査申請等手数料) 第10条 法第7条の3第1項の規定による中間検査の申請又は法第18条第28項の規定による特定工程に係る工事を終えた旨の通知をしようとする者は、申請又は通知1件につき、次の表の中欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納めなければならない。 -----略-----												
第11条 次の表の中欄に掲げる事務に係る申請をしようとする者は、当該申請1件につき、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納めなければならない。 <table><tr><th>号</th><th>事務</th><th>金額</th></tr><tr><td>(1)</td><td>第7条の6第1項第1号若しくは第2号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）又は法第18条第24項第1号若しくは第2号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査済証の交付を受ける前における建築物等</td><td>-----略-----</td></tr></table>		号	事務	金額	(1)	第7条の6第1項第1号若しくは第2号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）又は法第18条第24項第1号若しくは第2号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査済証の交付を受ける前における建築物等	-----略-----	第11条 次の表の中欄に掲げる事務に係る申請をしようとする者は、当該申請1件につき、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納めなければならない。 <table><tr><th>号</th><th>事務</th><th>金額</th></tr><tr><td>(1)</td><td>第7条の6第1項第1号若しくは第2号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）又は法第18条第38項第1号若しくは第2号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査済証の交付を受ける前における建築物等</td><td>-----略-----</td></tr></table>	号	事務	金額	(1)	第7条の6第1項第1号若しくは第2号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）又は法第18条第38項第1号若しくは第2号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査済証の交付を受ける前における建築物等	-----略-----
号	事務	金額												
(1)	第7条の6第1項第1号若しくは第2号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）又は法第18条第24項第1号若しくは第2号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査済証の交付を受ける前における建築物等	-----略-----												
号	事務	金額												
(1)	第7条の6第1項第1号若しくは第2号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）又は法第18条第38項第1号若しくは第2号（法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査済証の交付を受ける前における建築物等	-----略-----												

第2条関係

吹田市手数料条例現行・改正案対照表

は改正箇所

現 行		改 正 案	
別表 1 } 5 } 9 }	10 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係事務手数料 号 事務 金額 (1) -----略----- (2) 長期使用構造等住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（法第6条第2項の規定による申出について構造計算適合性判定（建築基準法第6条の3第1項又は第18条第4項の構造計算適合性判定をいう。以下この表において同じ。）に準じた審査を要する場合に限る。） -----略----- (3) -----略----- 5 } (9) -----略-----	10 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係事務手数料 号 事務 金額 (1) -----略----- (2) 長期使用構造等住宅に係る長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（法第6条第2項の規定による申出について構造計算適合性判定（建築基準法第6条の3第1項又は第18条第5項の構造計算適合性判定をいう。以下この表において同じ。）に準じた審査を要する場合に限る。） -----略----- (3) -----略----- 5 } (9) -----略-----	備考 } 11 -----略----- 12 都市の低炭素化の促進に関する法律関係事務手数料

現 行			改 正 案		
号	事務	金額	号	事務	金額
(1)	-----略-----	-----	(1)	-----略-----	-----
(2)	低炭素建築物新築等計画の認定等の申請（変更認定の申請にあつては、申請に係る低炭素建築物新築等計画の評価方法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分が追加される場合に限る。）に 対する審査（法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出について構造計算適合性判定（建築基準法第6条の3第1項又は第18条第5項の構造計算適合性判定をいう。以下この表において同じ。）に準じた審査を要する場合に限る。）	-----略-----	(2)	低炭素建築物新築等計画の認定等の申請（変更認定の申請にあつては、申請に係る低炭素建築物新築等計画の評価方法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分が追加される場合に限る。）に 対する審査（法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出について構造計算適合性判定（建築基準法第6条の3第1項又は第18条第5項の構造計算適合性判定をいう。以下この表において同じ。）に準じた審査を要する場合に限る。）	-----略-----
(3)	-----略-----	-----	(3)	-----略-----	-----
ゝ	-----略-----	-----	ゝ	-----略-----	-----
(6)	-----略-----	-----	(6)	-----略-----	-----
備考 13	} -----略-----		備考 13	} -----略-----	

現 行		改 正 案	
14 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係事務手数料		14 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係事務手数料	
号	事務	事務	金額
(1)	略		
5			
(5)			
(6)	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請（変更認定の申請にあっては、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分が追加される場合に限る。）に対する審査（法第35条第2項（法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出について構造計算適合性判定（建築基準法第6条の3第1項又は第18条第5項の構造計算適合性判定をいう。以下この表において同じ。）に準じた審査を要する場合に限る。）	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請（変更認定の申請にあっては、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分が追加される場合に限る。）に対する審査（法第35条第2項（法第36条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出について構造計算適合性判定（建築基準法第6条の3第1項又は第18条第5項の構造計算適合性判定をいう。以下この表において同じ。）に準じた審査を要する場合に限る。）	略

現 行			改 正 案		
(7)	建築物のエネルギー消費性能の認定の申請に対する審査	申請 1 件につき次に掲げる認定の申請をしようにとする建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 非住宅建築物で、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が消費性能基準に適合すると認めたもの又は適合判定通知書等及び検査済証（建築基準法第 7 条第 5 項、第 7 条の 2 第 5 項又は第 18 条第 18 項の検査済証をいう。）により消費性能基準に適合できるもの 認定に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは11,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは19,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは30,700円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは91,600円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは144,900円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは182,900円、25,000平方メートル以上	(7)	建築物のエネルギー消費性能の認定の申請に対する審査	申請 1 件につき次に掲げる認定の申請をしようにとする建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 非住宅建築物で、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が消費性能基準に適合すると認めたもの又は適合判定通知書等及び検査済証（建築基準法第 7 条第 5 項、第 7 条の 2 第 5 項又は第 18 条第 22 項若しくは第 26 項の検査済証をいう。）により消費性能基準に適合できるもの 認定に係る建築物の部分の床面積の合計が300平方メートル未満のものは11,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のものは19,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のものは30,700円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のものは91,600円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のものは144,900円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のものは182,900円、25,000平方メートル以上
ゝ			ゝ		
(9)			(9)		
(10)			(10)		

吹田市水道条例現行・改正案対照表

現 行	改 正 案
(手数料) 第28条 管理者は、次の各号に掲げる事務に係る申込者又は申請者から、申込み又は申請の際、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1) 設計審査 次に掲げる給水管の口径の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 30ミリメートル未満 1件につき<u>1,500円</u> イ <u>75ミリメートル未満</u> 1件につき<u>3,100円</u> ウ <u>75ミリメートル以上</u> 1件につき<u>5,100円</u> (2) しゅん工検査 次に掲げる給水管の口径の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 30ミリメートル未満 1件につき<u>2,400円</u> イ <u>75ミリメートル未満</u> 1件につき<u>4,500円</u> ウ <u>75ミリメートル以上</u> 1件につき<u>7,500円</u> (3) -----略----- (4) 指定給水装置工事事業者の指定の更新 1件につき<u>6,000円</u> (5) } -----略----- 2	(手数料) 第28条 管理者は、次の各号に掲げる事務に係る申込者又は申請者から、申込み又は申請の際、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1) 設計審査 次に掲げる給水管の口径の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 30ミリメートル未満 1件につき<u>2,200円</u> (2個以上のメーターの設置を伴う工事にあつては、1件につき<u>1,100円</u>) イ <u>30ミリメートル以上75ミリメートル未満</u> 1件につき<u>4,600円</u> ウ <u>75ミリメートル以上</u> 1件につき<u>7,600円</u> (2) しゅん工検査 次に掲げる給水管の口径の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 30ミリメートル未満 1件につき<u>3,600円</u> (2個以上のメーターの設置を伴う工事にあつては、1件につき<u>1,800円</u>) イ <u>30ミリメートル以上75ミリメートル未満</u> 1件につき<u>6,600円</u> ウ <u>75ミリメートル以上</u> 1件につき<u>10,000円</u> (3) -----略----- (4) 指定給水装置工事事業者の指定の更新 1件につき<u>9,000円</u> (5) } -----略----- 2

は改正箇所

北摂各市の給水装置工事に関する手数料一覧

(単位：円/件)

手数料種別	区分	吹田市		豊中市	池田市	高槻市	茨木市	箕面市	摂津市
		現行	改定案						
設計審査 ※1	φ20mm	1,500	2,200	4,200	3,000	8,000	7,000	6,000	4,000
	φ25mm	1,500	2,200	4,200	3,000	8,000	7,000	6,000	4,000
	φ30mm	3,100	4,600	9,800	4,500	22,000	14,000	13,000	4,000
	φ40mm	3,100	4,600	16,300	4,500	22,000	14,000	13,000	6,000
	φ50mm	3,100	4,600	26,000	4,500	22,000	14,000	13,000	6,000
	φ75mm	5,100	7,600	30,600	6,000	22,000	21,000	29,000	9,000
	φ100mm	5,100	7,600	48,100	6,000	22,000	21,000	29,000	9,000
	φ150mm	5,100	7,600	98,200	6,000	22,000	21,000	29,000	9,000
しゅん工検査 ※1	φ20mm	2,400	3,600	8,400	3,000	16,000	14,000	6,300	7,000
	φ25mm	2,400	3,600	8,400	3,000	16,000	14,000	6,300	7,000
	φ30mm	4,500	6,600	19,600	3,000	44,000	28,000	8,100	7,000
	φ40mm	4,500	6,600	32,600	3,000	44,000	28,000	8,100	9,000
	φ50mm	4,500	6,600	52,000	3,000	44,000	28,000	8,100	9,000
	φ75mm	7,500	10,000	61,200	※2 1,500	44,000	42,000	9,900	9,000
	φ100mm	7,500	10,000	96,200	※2 1,500	44,000	42,000	9,900	9,000
	φ150mm	7,500	10,000	196,400	※2 1,500	44,000	42,000	9,900	9,000
指定給水装置工事 事業者	新規	10,000	※3 10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	更新	6,000	9,000	9,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	証書再交付	2,000	※3 2,000	2,000	2,000	2,000	3,000	300	2,000

※1 新設引込工事を条件とした場合

※2 給水管延長10mごとの金額

※3 現行どおり(改定なし)

吹田市留守家庭児童育成室条例現行・改正案対照表

現 行		改 正 案	は改正箇所
(保育料) 第8条 2 保育料は、児童1人につき月額<u>4,000円</u>とする。ただし、同一世帯から2人以上の児童が入室する場合には、2人目以降の児童については、1人につき月額<u>2,000円</u>とする。 3 4 延長時間に係る保育料は、児童1人につき月額<u>1,500円</u>とする。ただし、同一世帯から2人以上の児童が延長時間に入室する場合には、2人目以降の児童については、1人につき月額<u>750円</u>とする。 5	-----略----- -----略----- -----略----- -----略----- -----略-----	(保育料) 第8条 2 保育料は、児童1人につき月額<u>6,000円</u>とする。ただし、同一世帯から2人以上の児童が入室する場合には、2人目以降の児童については、1人につき月額<u>3,000円</u>とする。 3 4 延長時間に係る保育料は、児童1人につき月額<u>2,000円</u>とする。ただし、同一世帯から2人以上の児童が延長時間に入室する場合には、2人目以降の児童については、1人につき月額<u>1,000円</u>とする。 5	-----略----- -----略----- -----略----- -----略----- -----略-----

吹田市留守家庭児童育成室条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正理由

吹田市使用料・手数料及び自己負担金設定に関する基本方針に基づき、留守家庭児童育成室の保育料及び延長保育料を改定するため、吹田市留守家庭児童育成室条例を改正するものです。

2 改定内容

留守家庭児童育成室の運営経費や施設管理経費が増加したため、保育料を増額改定するものです。

なお、急激な負担の増加を緩和するため、改定率の上限の1.5倍を基本に、近隣各市の状況も考慮して算出しています。

3 改定額

	改定前（現行）	改定後（案）
保育料	4,000円	6,000円
延長保育料	1,500円	2,000円

※児童1人につき月額料金です。

2人目以降の児童はそれぞれ半額とします。

4 施行期日

令和7年（2025年）4月1日

(仮称)吹田市北消防署北千里出張所建設工事(建築工事)

1 請負金額

3 7 4 , 2 8 3 , 8 0 0 円 (税込)

2 請負者

藤原工業株式会社

吹田市寿町 2 丁目 2 6 番 9 号

代表取締役 藤原 浩一

3 その他

別途発注工事

(1) (仮称)吹田市北消防署北千里出張所建設工事(機械設備工事)

(2) (仮称)吹田市北消防署北千里出張所建設工事(電気設備工事)

(3) (仮称)吹田市北消防署北千里出張所建設工事(ガス設備工事)

(4) (仮称)吹田市北消防署北千里出張所建設工事(植栽工事)

営 業 の 沿 革

藤原工業株式会社

創 業		昭和 35 年 9 月 1 日 (1960 年)
創 業 後 の 沿 革	大阪府知事登録 第 32552 号	昭和 45 年 5 月 9 日 (1970 年)
	藤原工業株式会社 法人改組 資本金 500 万円	平成元年 5 月 18 日 (1989 年)
	大阪府知事許可（般-1）第 080236 号 建築工事業	平成元年 7 月 7 日 (1989 年)
	資本金を 1000 万円に増資	平成 5 年 11 月 30 日 (1993 年)
	資本金を 3000 万円に増資	平成 12 年 5 月 30 日 (2000 年)
	大阪府知事許可（般-12）第 080236 号 土木工事業	平成 12 年 6 月 16 日 (2000 年)
	大阪府知事許可（特-12）第 080236 号 建築工事業	平成 12 年 12 月 22 日 (2000 年)
	大阪府知事許可（特-1）第 080236 号 土木工事業	平成 12 年 12 月 22 日 (2000 年)
	大阪府知事許可（特-17）第 080236 号 （建）（土）（舗）業種追加、許可の一本化	平成 17 年 12 月 9 日 (2005 年)
	平成 17 年 1 月 17 日大阪税関から請負った浜寺寮改修工事において死傷者発生により、業務上過失致死傷罪が確定。堺簡易裁判所から罰金 50 万円の略式命令を受ける。	平成 18 年 8 月 17 日 (2006 年)
	大阪府知事より感謝状	平成 20 年 3 月 12 日 (2008 年)
	大阪府知事許可（特-22）第 080236 号 建築工事業	平成 22 年 12 月 9 日 (2010 年)
	大阪府知事許可（特-2）第 080237 号 （解）業種追加	令和 2 年 11 月 27 日 (2020 年)
	現在に至る。	

(2)

工 事 経 歴 書

藤原工業株式会社

工 事 名	発注者	金額（千円）	工 期
大阪大学(吹田)医学部史料館新営その他工事	国立大学法人大阪大学	459,800	令和3年(2021年)12月 から 令和4年(2022年)10月
日本万国博覧会記念公園 EXPO'70パビリオン別 館新築工事	大阪府	535,700	令和3年(2021年)12月 から 令和5年(2023年)4月
吹田市立竹見台中学校校 舎大規模改造1期工事 (建築工事)	吹田市	130,595	令和4年(2022年)5月 から 令和4年(2022年)11月
大阪府計量検定所改築工 事(本館)	大阪府	538,081	令和4年(2022年)6月 から 令和5年(2023年)11月
みなまつ保育園分園新築 工事	(社福)童夢 創成館理事 長 清水李 生	168,300	令和4年(2022年)7月 から 令和5年(2023年)3月
認定こども園条東こども 園大規模修繕工事	(社福)不易 創造館 理 事長 清水 勝則	233,750	令和4年(2022年)9月 から 令和5年(2023年)3月
うれしい保育園都島本通 り新築工事	(株)ケア 21	251,130	令和4年(2022年)10月 から 令和5年(2023年)5月
レグルス吹田元町新築工 事	有限会社ヤ マジ興産 代表取締役 小野 靖	446,050	令和4年(2022年)12月 から 令和6年(2024年)3月

(3)

トレジャーキッズながは た新築工事	株式会社 セリオ 代表取締役 若瀨 久	297,000	令和5年（2023年）7月 から 令和6年（2024年）3月
（仮称）コペル甲子園口保 育園新築工事	社会福祉法 人京慈会 理事長 白川 京林	322,850	令和5年（2023年）8月 から 令和6年（2024年）3月

藤原工業株式会社

貸借対照表

（令和 6 年 5 月 31 日現在）

（単位 千円）

[資産の部]	
1 流動資産	1,963,554
2 固定資産	215,762
3 繰延資産	0
資産合計	2,179,316
[負債の部]	
1 流動負債	1,123,748
2 固定負債	0
負債合計	1,123,748
[純資産の部]	
1 資本金	30,000
2 資本剰余金	0
3 利益剰余金	1,025,567
4 自己株式	0
5 その他有価証券評価差額金	0
純資産合計	1,055,567
負債純資産合計	2,179,316

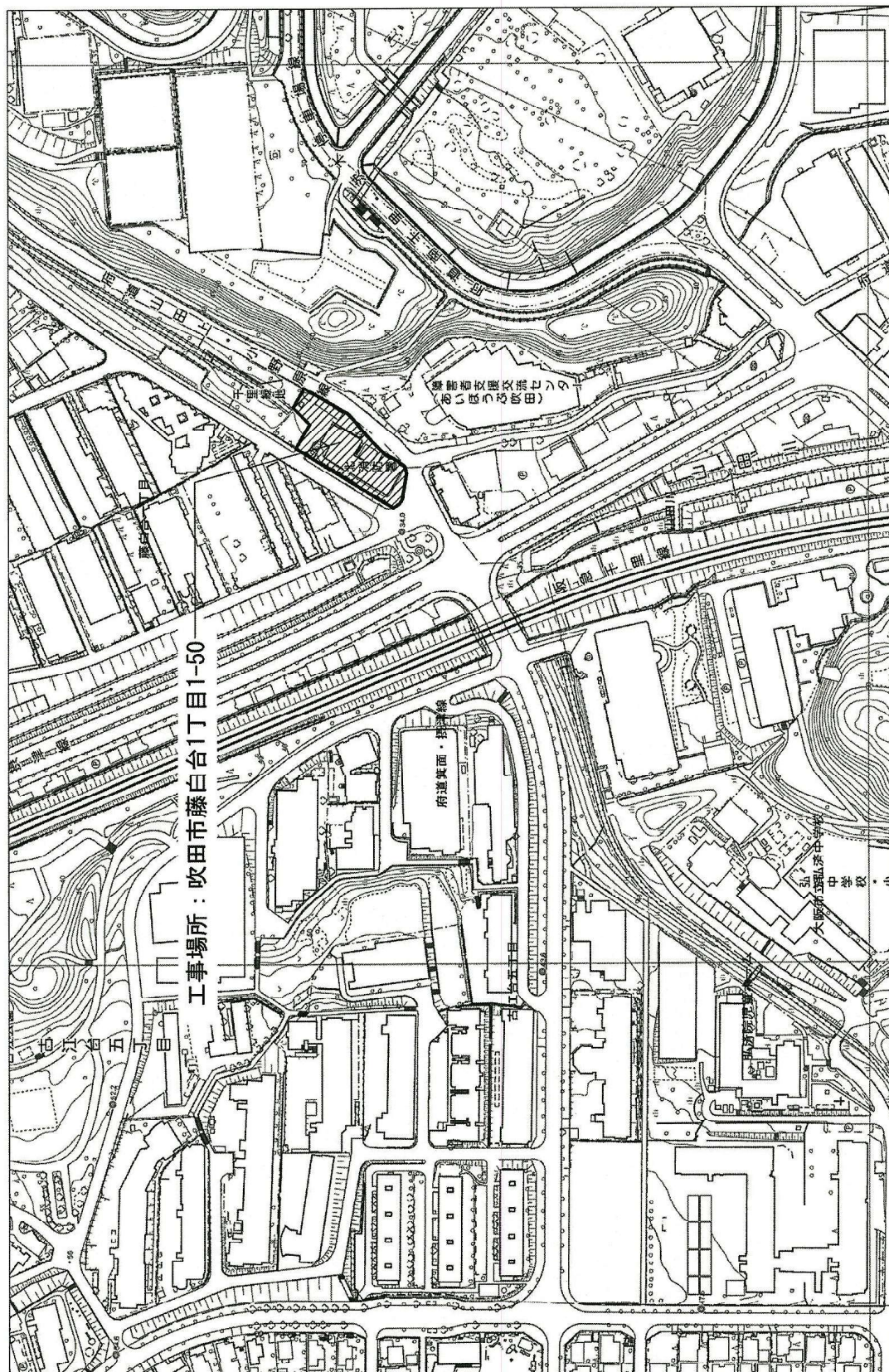
損益計算書

自 令和 5 年 6 月 1 日
至 令和 6 年 5 月 31 日

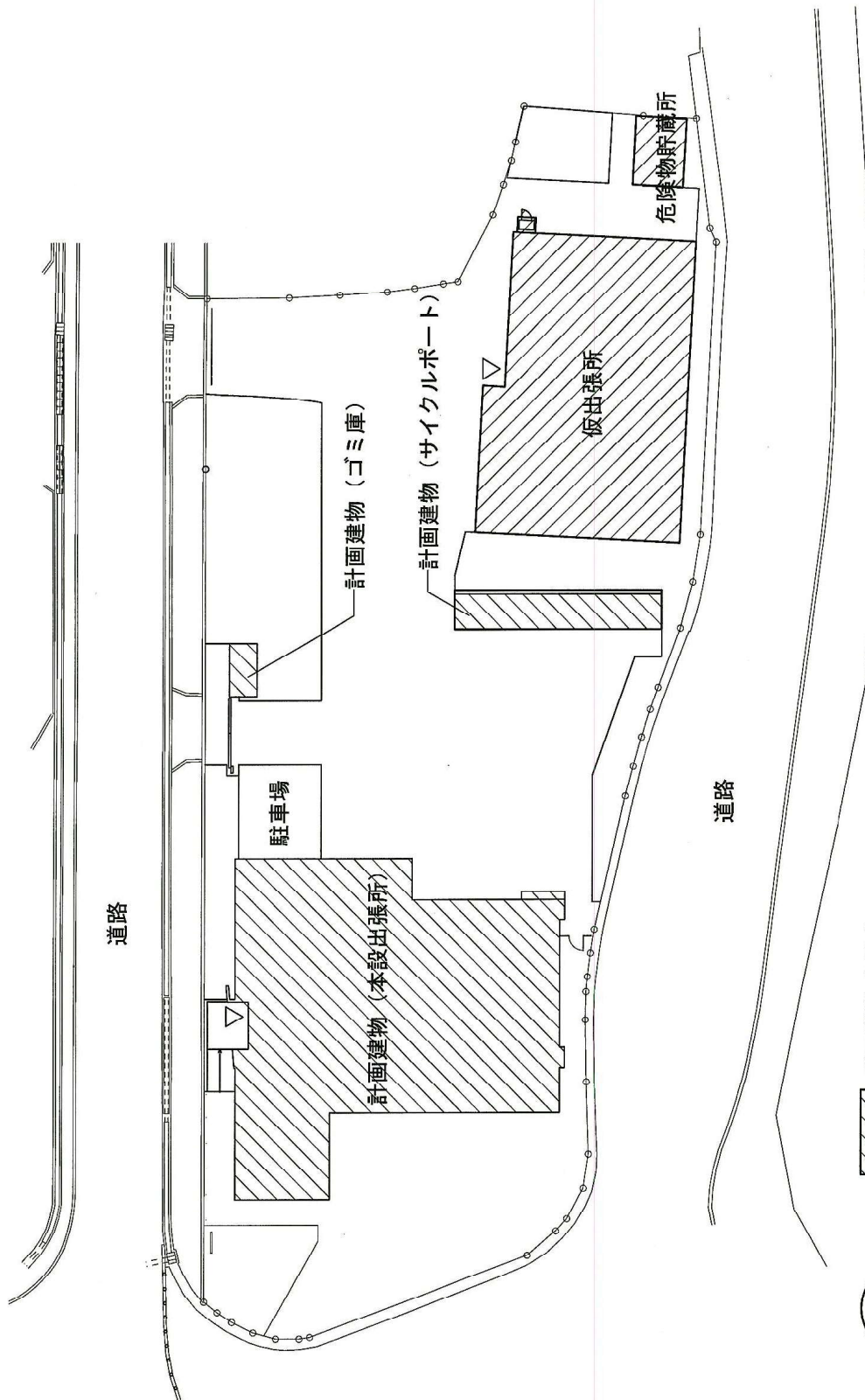
（単位 千円）

[経常損益の部]	
1 営業損益	
(1) 売上高	1,940,425
(2) 売上原価	1,700,987
売上総利益	239,437
(3) 販売費及び一般管理費	113,729
営業利益	125,708
2 営業外損益	
(1) 営業外収益	5,299
(2) 営業外費用	10,078
経常利益	120,929
[特別損益の部]	
1 特別利益	0
2 特別損失	0
税引前当期純利益	120,929
法人税、住民税及び事業税	262
当期純利益	120,667

(仮称) 吹田市北消防署北千里出張所建設工事 (建築工事)



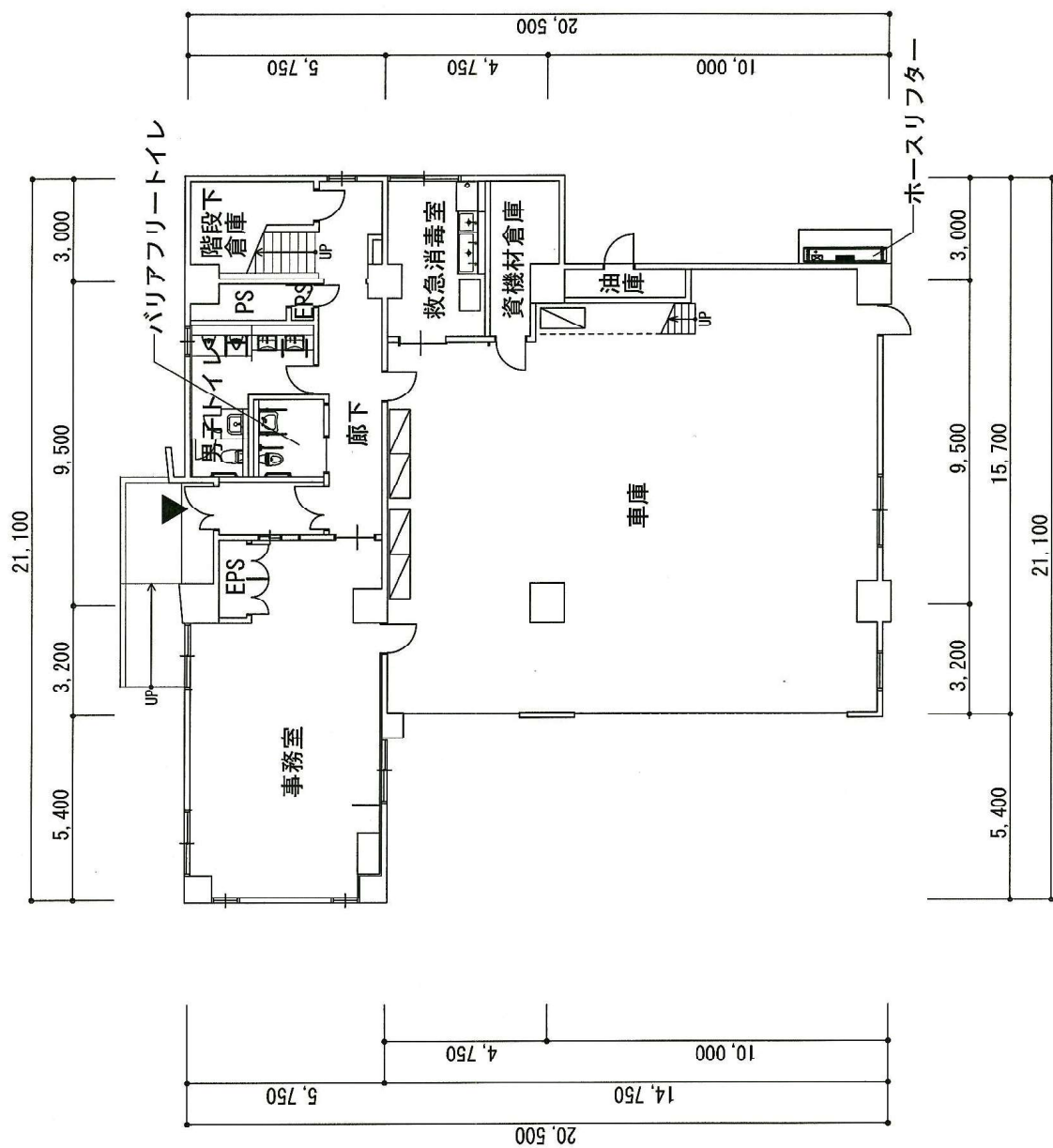
附近見取図 S=1/3000



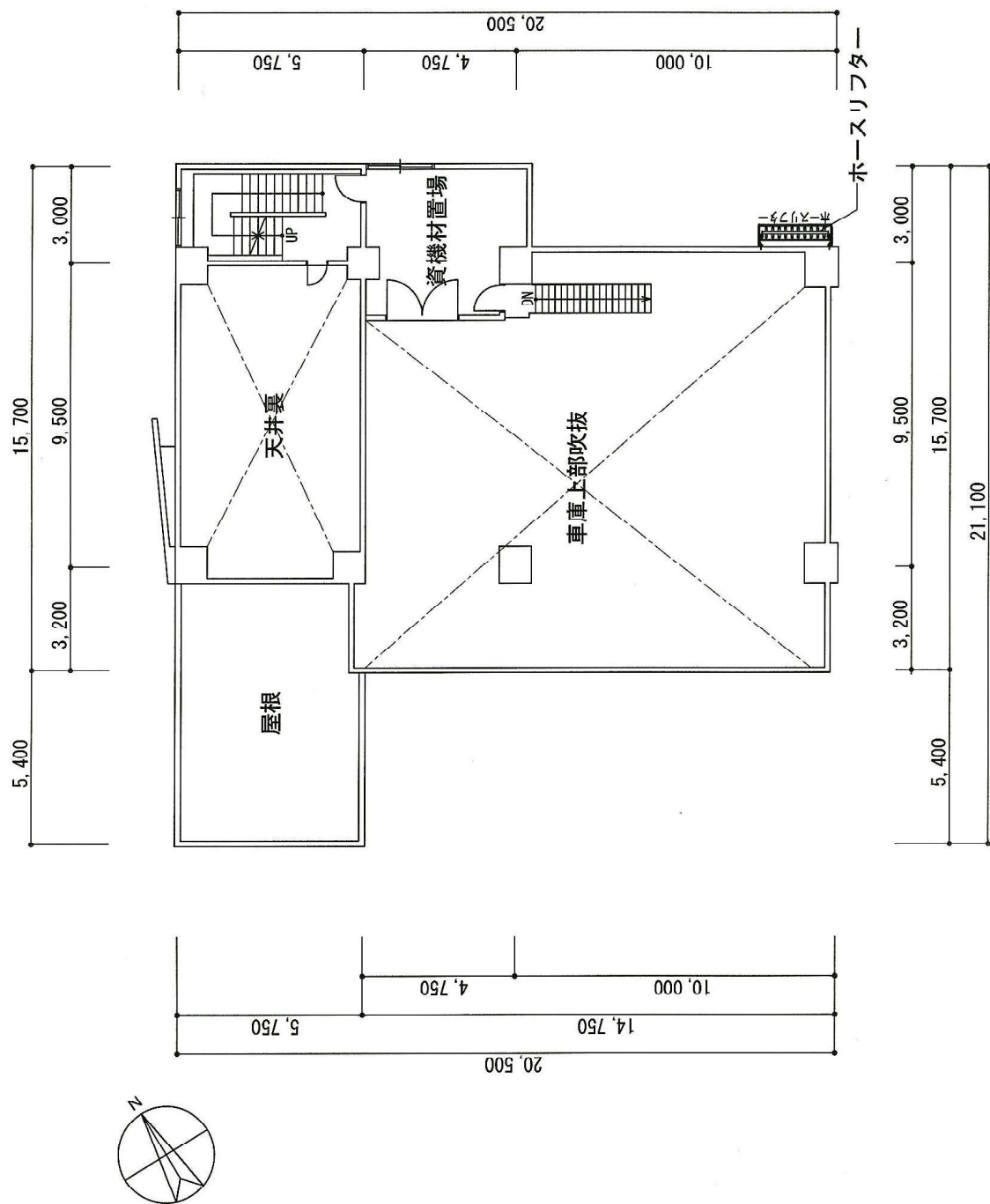
 計画建物を示す
 既設建物を示す

工事概要		
構造	鉄筋コンクリート造	地上4階
延床面積	856.66㎡	
工事内容	消防出張所の増築工事	

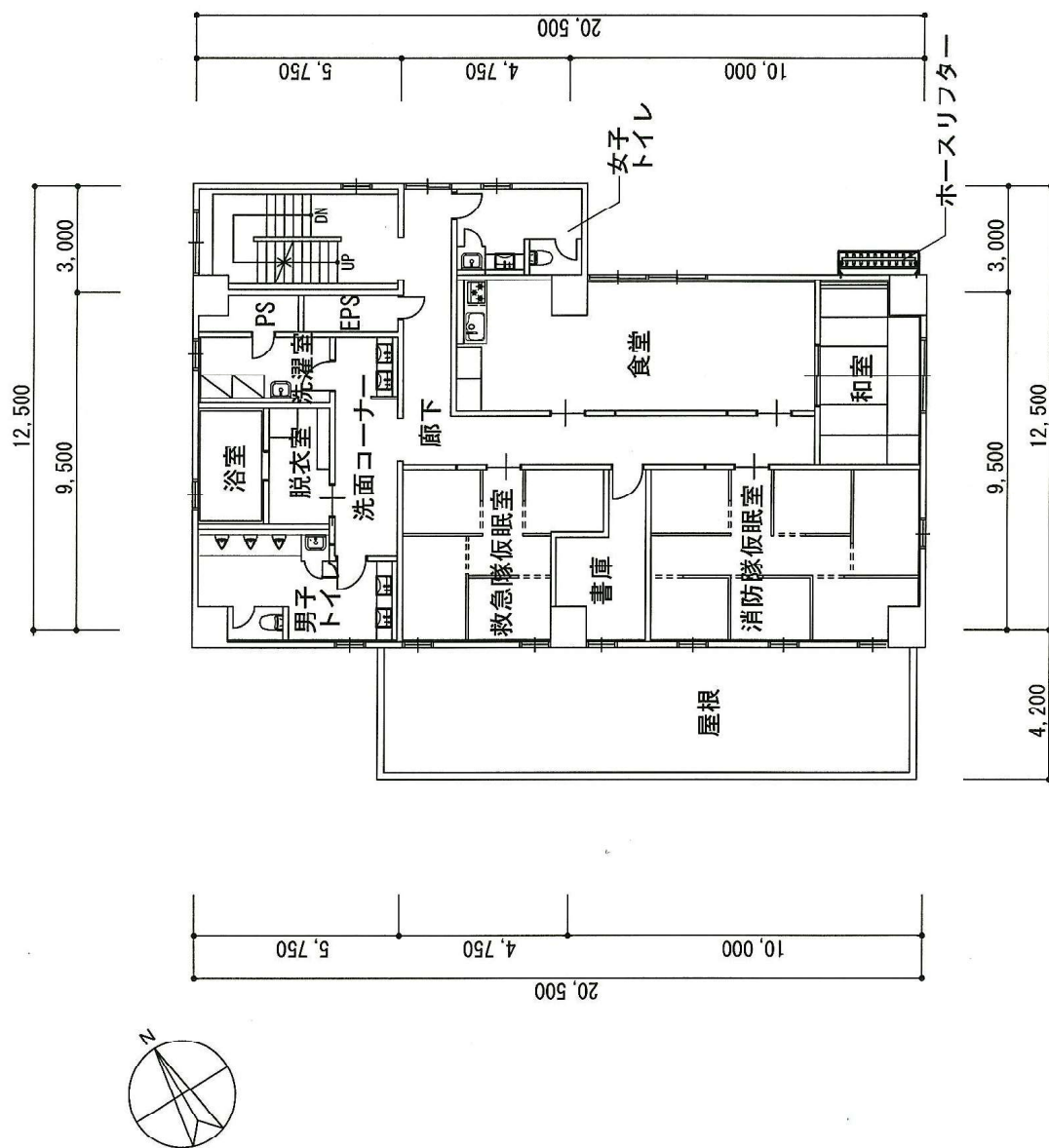
配置図 S=1/400



1 階平面図 S=1/200

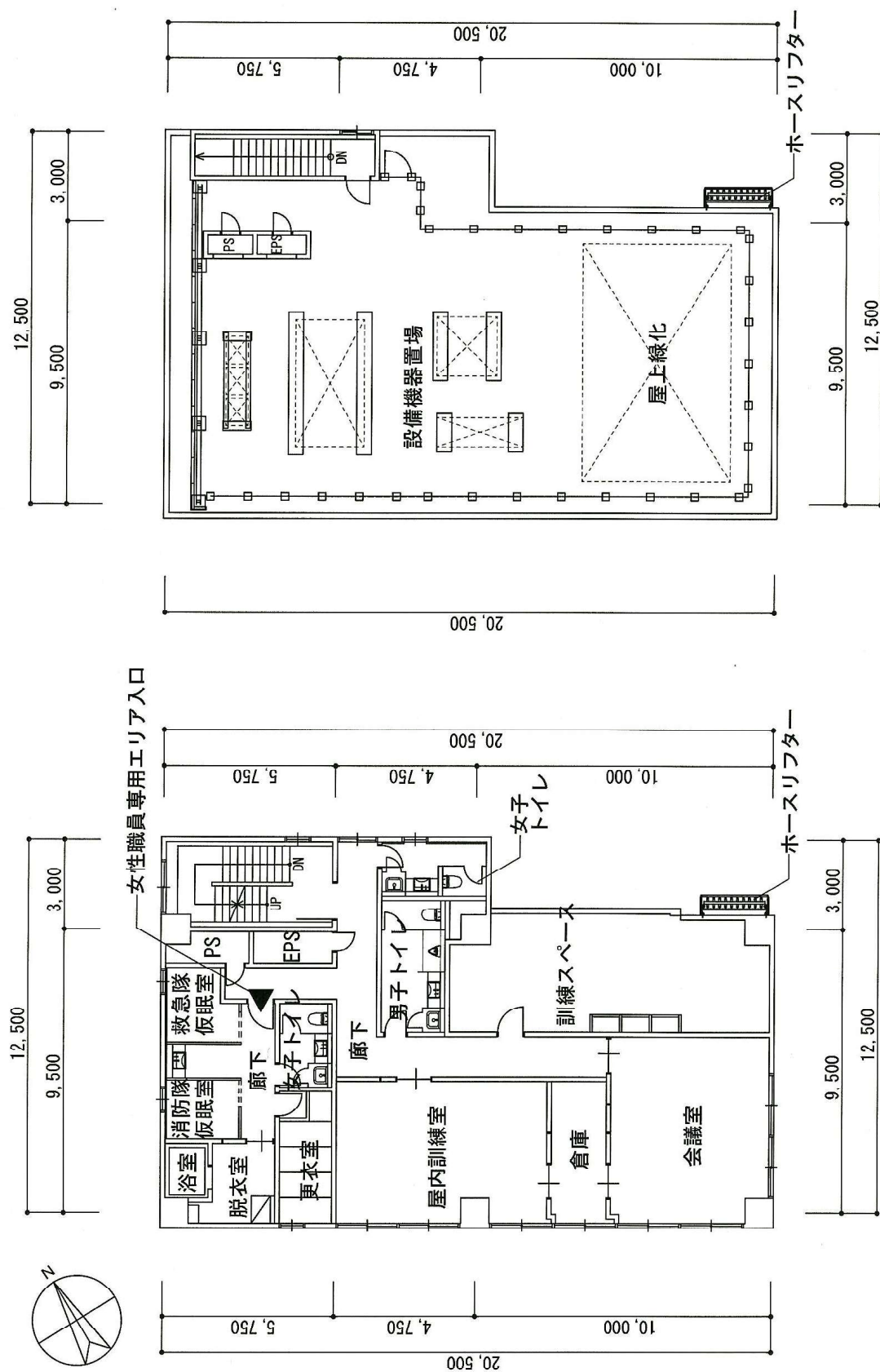


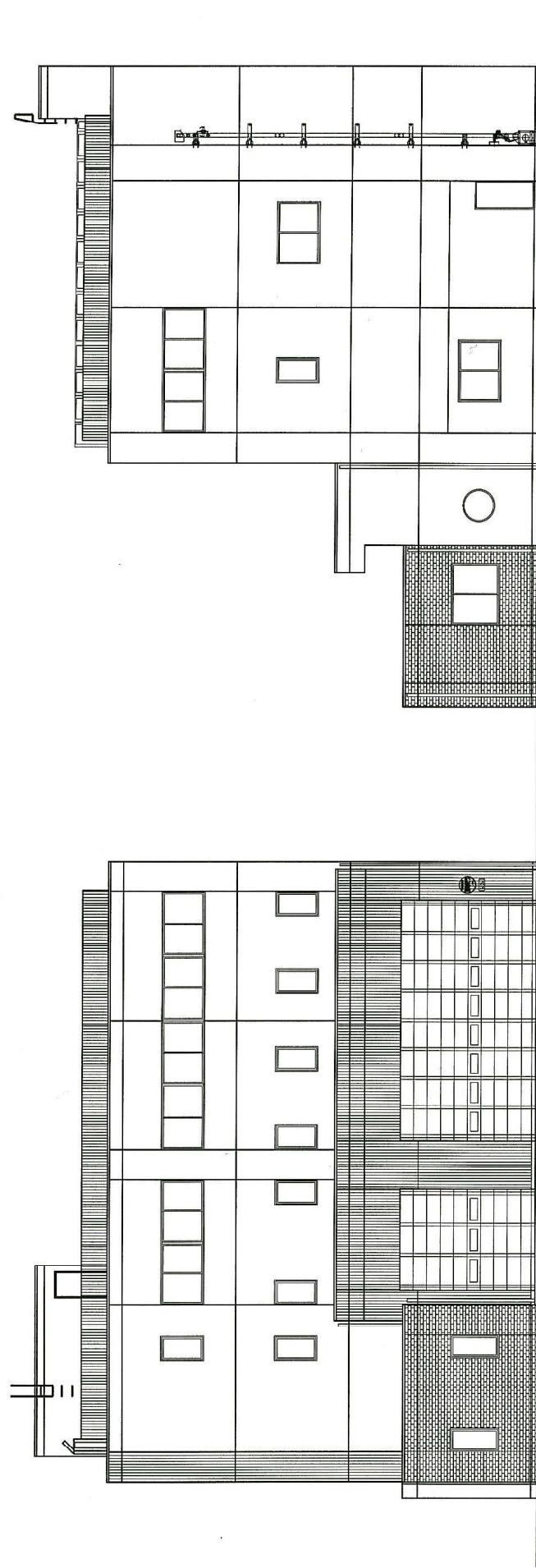
中2階平面図 S=1/200



2 階平面図 S=1/200

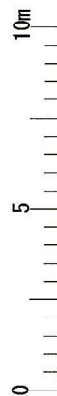
(10)

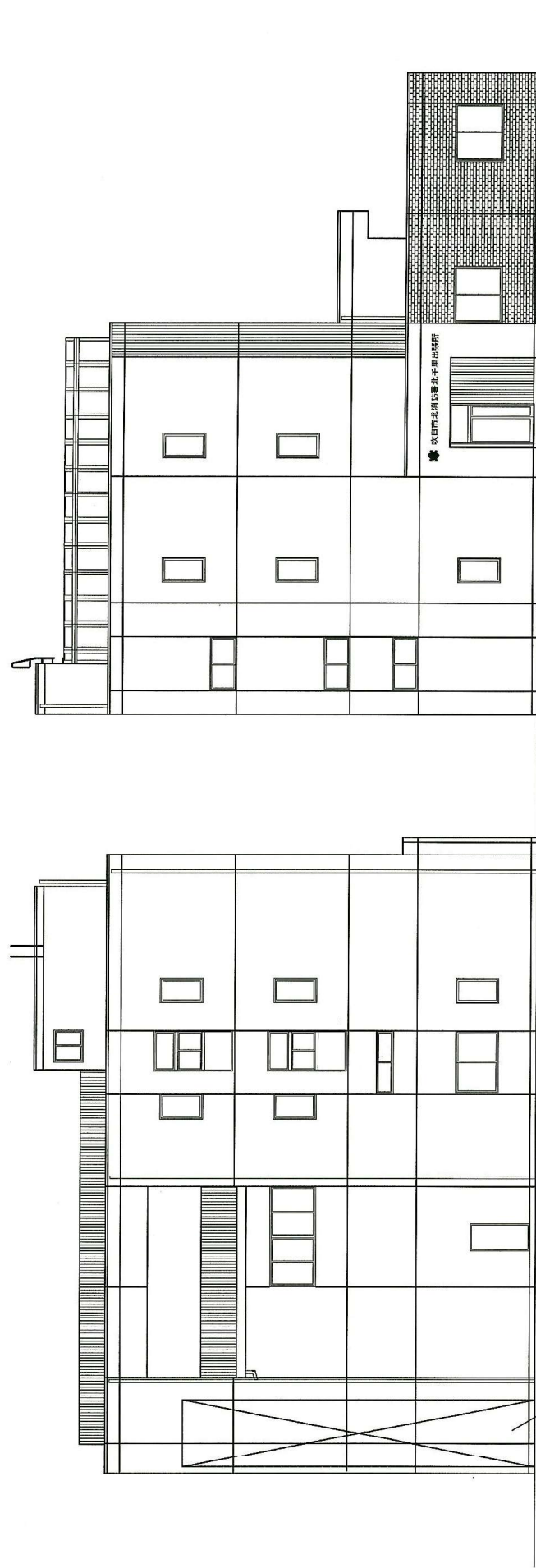




東立面图 S=1/200

南立面图 S=1/200

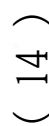




西立面図 S=1/200

北立面図 S=1/200





(仮称)吹田市立日の出町児童センター建設工事(建築工事)請負
契約の一部変更について

1 工 事 名 (仮称)吹田市立日の出町児童センター建設工事(建築工事)

2 工事場所 吹田市日の出町 1666 番 6 ほか

3 変更部分

(1) 工期

変更前 令和 5 年(2023 年)12 月 22 日から令和 7 年(2025 年)2 月 13 日まで

変更後 令和 5 年(2023 年)12 月 22 日から令和 7 年(2025 年)3 月 28 日まで

(2) 請負金額

変更前 348,643,900 円(うち消費税等額 31,694,900 円)

変更後 361,040,900 円(うち消費税等額 32,821,900 円)

増額金額 12,397,000 円(うち消費税等額 1,127,000 円)

4 変更理由

工事着手後の近隣住民への説明、関係者との調整等に想定以上の期間を要したことにより、現場での工事着工が遅れたため、工期を変更するもの。

また、国より要請通知を受けた賃金等の急激な変動に伴う工事請負契約書第 26 条第 6 項(インフレスライド条項)※の適用により、請負金額を変更するもの。

※ 予期することのできない特別の事情により、工期内に急激なインフレーション等が生じ請負金額が著しく不適当となった場合に、発注者又は受注者が請負金額の変更を請求できる規定

佐井寺西土地区画整理事業に係る造成等工事請負契約の一部変更について

- 1 工 事 名 佐井寺西土地区画整理事業に係る造成等工事
- 2 工事場所 吹田市佐井寺 4 丁目地内ほか
- 3 工 期 令和 5 年（2023 年）3 月 23 日から令和 9 年（2027 年）4 月 30 日まで
- 4 変更部分
請負金額 変 更 前 2,811,735,300 円（うち消費税等額 255,612,300 円）
変 更 後 2,912,902,300 円（うち消費税等額 264,809,300 円）
増減金額 101,167,000 円（うち消費税等額 9,197,000 円）

5 変更理由

国より要請通知を受けた賃金等の急激な変動に伴う工事請負契約書第 26 条第 6 項（インフレスライド条項）の適用により、労務費や材料費等について変更を行うものです。

また、造成工事に伴い場外搬出する建設発生土については、資源の有効な利用の促進及び生活環境の保全を図るため、他の土地区画整理事業等への工事間流用を予定していましたが、建設発生土の一部に搬出先事業の受入れ基準に適合しない粘性土が含まれていたことから、有償による再資源化施設への搬出が必要となったものです。

その他、竹木の伐開除根について、処分数量が当初の見込みを下回ったことや、地下埋設事業者等との協議調整により、施工時期の変更が生じた擁壁工の一部について、本工事から除外したことなどと併せて請負金額を変更するものです。

吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業契約の一部変更について

1 事業概要

小・中学校の屋内運動場（体育館）への空調設備の整備及び維持管理を18年間のPFI事業で実施しています。5期に分けて順次、設計・施工等を進め、令和7年度（2025年度）末までに全校への整備を完了する予定です。

工期	引渡（予定）日
第1期工事	令和6年（2024年）5月31日
第2期工事	令和6年（2024年）11月30日
第3期工事	令和7年（2025年）3月31日
第4期工事	令和7年（2025年）6月30日
第5期工事	令和8年（2026年）3月31日

2 契約変更理由

本事業契約において、賃金水準又は物価水準の変動により設計・施工等のサービス対価が不適当となったと認めたときは、各工期につき1回、当該対価を変更できると定めるところ、第2期工事の引渡分について1.5%を超える変動が認められましたので、本事業契約の定めにより、設計・施工等のサービス対価を改定するものです。

3 変更内容

項 目		変 更 前	変 更 後	差 額
契 約 金 額		4,717,293,119 円	4,784,076,132 円	66,783,013 円
内 訳	設計・施工等のサービス対価	4,100,838,775 円	4,167,621,788 円	66,783,013 円
	維持管理のサービス対価	616,454,344 円	616,454,344 円	—

吹田市立市民センター等指定管理者候補者の概要

団体名称等	団 体 名： 国際ライフパートナー株式会社 団体所在地： 兵庫県神戸市中央区海岸通6番地 代 表 者： 代表取締役 荒谷 明彦
設立年月日	昭和47年(1972年)11月10日
団体の目的 及び事業	1. 人的警備、機械警備の業務 2. マンションの総合管理・企画運営業務 3. 建物総合管理・各メンテナンス業務・環境管理及び企画運営 4. 駐車場・有料道路等の経営企画運営並びに管理業務 5. 電話受付・取次代行の業務 6. 緊急通報システム及びそれに付随する業務 7. 防犯設備、消防設備の設計、施工業務 8. 公の施設の運営管理に関する業務を行う指定管理者の受託 9. 放置車両確認事務受託に関する業務 10. 労働者の派遣業務 11. 各種イベント・文化講座・教室セミナー等の企画・制作・運営の実施 12. 前号に付随する一切の業務
役 員	5名(うち代表取締役 1名 取締役会長 1名 取締役 2名 監査役 1名)

吹田市立市民センター等の指定管理者候補者選定の概要

1 対象施設の名称及び所在地

(1)吹田市立岸部市民センター	吹田市岸部南1丁目4番8号
(2)吹田市立豊一市民センター	吹田市垂水町1丁目53番7号
(3)吹田市立千里丘市民センター	吹田市千里丘上14番37号
(4)吹田市立山田ふれあい文化センター	吹田市山田東1丁目28番9号

2 指定管理者候補者

団 体 名：国際ライフパートナー株式会社

団体所在地：兵庫県神戸市中央区海岸通6番地

代 表 者：代表取締役 荒谷 明彦

3 指定期間

令和7年(2025年)4月1日から令和12年(2030年)3月31日まで

4 管理経費の提案額

年 度	収支計画書による支出額
令和 7年度(2025 年度)	156,500,000 円
令和 8年度(2026 年度)	159,800,000 円
令和 9年度(2027 年度)	162,000,000 円
令和10年度(2028 年度)	164,800,000 円
令和11年度(2029 年度)	168,200,000 円
合 計	811,300,000 円

※管理経費は、市が指定管理料として支出する。

指定管理料の額は、年度ごとの予算の範囲内で市と指定管理者が協議し、双方で締結する年度協定書で定めるものとする。

5 募集及び選定経過の概要

(1)募集の経過

募集要項の配布	令和6年(2024年)8月1日から9月20日まで
現地施設案内(説明会)	令和6年(2024年)8月8日 (2団体)
応募書類の受付	令和6年(2024年)8月1日から9月20日まで (1団体)

(2)選定の経過

第1回選定委員会	令和6年(2024年)7月30日
第2回選定委員会	令和6年(2024年)10月29日

6 選定委員会委員

(敬称略)

	氏 名	役 職 等
委員長	橋本 理	関西大学社会学部教授
副委員長	有吉 寛展	近畿税理士会吹田支部税理士
委 員	内 英幸	公益財団法人吹田市文化振興事業団事務局次長
委 員	若林 絵美	Petit GRACE(バレエスクール)代表
委 員	橋爪 真	大和大学政治経済学部長

7 選定の概要

(1)選定方法

選定委員会において、募集要項に定める応募資格を満たしていることを確認したうえ、申請者から提出された事業計画書等について書類審査及びヒアリング等を実施し、選定基準に基づき各委員が採点を行いました。

指定管理者候補者の適否として、管理運営の質を確保する観点から、指定管理者候補者に求められる最低限必要な点数として、委員一人当たりの評価点を 100 点満点とし、各委員の総評価点数を評価委員数で割った点数が 60 点以上としました。

(2)選定結果

上記選定基準に達していたため、指定管理者候補者として決定しました。

吹田市立市民センター等指定管理者候補者選定評点

団体名 \ 選定委員	ア	イ	ウ	エ	オ
指定管理者候補者 国際ライフパートナー株式会社	70点	97点	77点	65点	80点
総評価点数	389点				
各委員の総評価点数を評価委員数で割った点数	77.8点				

(3)

8 選定評点集計表

(指定管理者候補者) 国際ライフパートナー株式会社

選考基準	評価項目	配点	評価点 (単位：点)				
			ア委員	イ委員	ウ委員	エ委員	オ委員
(1) 市民の平等な利用が確保されること	①施設の運営方針と運営計画について	5	3	5	3	4	4
	②平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	10	7	10	8	6	8
	③個人情報の保護及び情報公開への対応	5	4	5	4	4	4
(2) 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること	①施設の設置目的に合致している	5	3	4	4	4	4
	②事業計画の内容が具体的であり、かつ創意工夫や積極性が見られる	5	4	5	4	4	4
	③施設の利用を促進させる具体的方策及び利用者ニーズへの対応	5	4	4	3	1	4
	④サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	10	5	10	8	4	8
	⑤安心・安全に利用できる施設とするための具体的方策及び緊急時の対応	10	6	10	8	8	8
	⑥特徴のある自主事業の提案	5	4	5	4	3	4
(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営規模及び能力を有しているか、又は確保できる見込みのあること	①安定的な管理運営が可能となる人的能力	10	6	10	8	4	8
	②安定的な管理運営が可能な財政的基盤	10	8	10	10	8	8
(4) 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること	①施設の管理運営に係る経費の内容	10	7	10	8	8	8
(5) 団体等が吹田市での実績があること	①団体の活動実績について	5	5	5	2	4	4
(6) その他 指定管理者に求める役割	①障がい者及び高齢者の積極的な雇用	5	4	4	3	3	4
	②環境への配慮						
合 計 点 数		100	70	97	77	65	80
総 評 価 点 数			389				
各委員の総評価点数を評価委員数で割った点数			77.8				

(4)

吹田市立南山田市民ギャラリーの指定管理者候補者団体概要

団体名称等	所在地 吹田市山田南29番1-701 団体名 南山田地域文化推進協議会 代表者 会長 糸瀬 正博
設立年月日	平成16年（2004年）3月1日
団体の目的 及び事業	地域住民の文化活動を推進し、地域文化の向上を図ることを目的とする。 上記の目的を達成するために行政、関係機関及び団体と連携し次の会務を行う。 (1) 地域文化の促進、啓発に関する事 (2) 地域文化に関する情報の収集、提供に関する事 (3) 目的を達成するための自主事業 (4) 行政及び関係機関・団体が行う事業への協力 (5) 地域施設の管理などに関する事 (6) その他必要な事業を行う事
役員	会長1名 副会長1名 会計1名 書記1名 会計監査1名 活動推進委員3名

吹田市立南山田市民ギャラリーの指定管理者候補者選定の概要

1 施設の名称及び所在地

名 称 吹田市立南山田市民ギャラリー
所在地 吹田市山田市場9番1-110号

2 指定管理者候補者

団体名 南山田地域文化推進協議会
所在地 吹田市山田南29番1-701
代表者 会長 糸瀬 正博

3 指定の期間

令和7年（2025年）4月1日 ～ 令和12年（2030年）3月31日

4 管理経費の提案額

年度	管理経費の提案額
令和 7年度（2025年度）	4,383,000円
令和 8年度（2026年度）	4,383,000円
令和 9年度（2027年度）	4,383,000円
令和10年度（2028年度）	4,383,000円
令和11年度（2029年度）	4,383,000円
合 計	21,915,000円

管理経費は市が指定管理委託料として支出します。なお、指定管理委託料の額は、年度ごとの予算の範囲内で市と指定管理者が協議し、双方で締結する年度協定書で定めるものとします。

5 募集及び選定経過の概要

(1) 募集の経過

募集要項等の配布 令和6年（2024年）7月16日～8月16日
現地施設説明会 令和6年（2024年）7月24日（0団体）
申請書類の受付 令和6年（2024年）8月8日～8月16日（1団体）

(2) 選定の経過

第1回選定委員会 令和6年（2024年）6月28日
第2回選定委員会 令和6年（2024年）8月30日

(2)

6 選定委員会委員

(敬称略)

	氏 名	役 職 等
委 員 長	福留 和彦	大和大学 政治経済学部経済経営学科長 教授
副委員長	串崎 幸代	千里金蘭大学 教育学部教育学科 准教授
委 員	三原 満里	吹田市文化団体協議会 会長
委 員	柳瀬真佐子	NPO法人市民ネットすいた 理事長
委 員	井上 寧	近畿税理士会 吹田支部

7 選定の概要

(1) 選定方法

募集要項に定める応募資格を満たしていることを確認した上で、応募者から提出された事業計画書等について、書類審査及びプレゼンテーション審査により採点し、各選定委員の評価点数の合計の平均が60点を上回る場合において、応募者を選定対象者とする事としました。

次に、選定対象者が複数存在する場合は、委員ごとに選定対象者の評価点数の合計が高いものから順位付けを行い、1位とした委員数が多いものを上位とし、指定管理者候補者及び次点者を決定することとしました。

(2) 選定結果

上記選定基準に達していたため、指定管理者候補者として決定しました。

なお、答申にあたり、市と指定管理者で十分にコミュニケーションをとることにより最小経費で市民サービスの充実を図ること、今後の施設の在り方を総合的に検討することが意見として附されました。

吹田市立南山田市民ギャラリー指定管理者候補者選定評点

団体名 \ 選定委員	A	B	C	D	E
指定管理者候補者 南山田地域文化推進協議会	59	67	61	60	70

(3)

8 選定評価点集計表
(指定管理者候補者) 南山田地域文化推進協議会

(単位：点)

選 定 基 準	評 価 項 目	配点	評 価 点				
			A委員	B委員	C委員	D委員	E委員
(1) 市民の平等な利用が確保されること	ア 施設の運営理念、運営方針	5	2	3	3	3	4
	イ 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	15	10	11	12	9	11
(2) 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること (自主事業の内容を含む。)	ア サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	10	6	6	7	5	6
	イ 安定した施設管理のための具体的方策	5	3	4	2	4	4
	ウ 安心・安全に利用できる施設とするための具体的方策	15	8	10	9	10	11
(3) 事業計画書、管理体制計画書の内容が、安定した管理を行う人員、資産、その他経営規模及び能力を有しているか、又は確保できる見込みのあること	ア 安定的な管理運営が可能となる人的能力	10	8	7	6	6	8
	イ 安定的な管理運営が可能な財政計画	5	4	4	4	3	4
(4) 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること (自主事業による利益の取組の提案を含む。)	ア 施設の管理運営に係る経費の内容	15	8	8	8	10	12
(5) 施設の設置目的を効果的に達成し、南山田市民ギャラリーに寄与できること	ア 事業計画の内容が、具体的・現実的であり、かつ創意工夫や積極性	5	1	3	2	2	2
	イ 施設の設置目的を達成するための利用促進の方策	5	1	3	2	2	2
	ウ 地域貢献・社会的貢献への方策	10	8	8	6	6	6
合 計 点 数		100	59	67	61	60	70

(4)

吹田市立千里山竹園児童センターの指定管理者候補者概要

団体名称等	所在地：東京都目黒区東山一丁目 5 番 4 号 KDX 中目黒ビル 6 階 団体名：アクティオ株式会社 代表者：代表取締役社長 淡野 文孝
設立年月日	昭和 62 年（1987 年）2 月 27 日
団体の目的 及 び 事 業	1 指定管理者制度に基づく公の施設の管理受託 2 美術館・博物館等文化施設、公共施設、社会福祉施設等の経営及び 管理受託並びに案内、受付、誘導等運営に関する業務 3 商業施設、レジャー施設等の経営及び管理受託並びに案内、受付、 誘導等運営に関する業務 4 博覧会、展覧会、展示会、見本市、各種会議、行催事、イベント等 の調査、企画立案、実施運営、事務局に関する業務 5 都市計画、都市再開発、緑化工事の設計監理の受託業務 6 文化、スポーツ等の催事の企画、制作並びにその運営と実施 7 商品開発及びその販売促進に関する企画と実施 8 労働者派遣業務 9 職業紹介事業 10 社員教育及び訓練の企画と実施 11 印刷物、書籍、出版物の企画サービス並びに販売 12 広告代理店業務 13 洋品雑貨、服装雑貨、装身具及び日用雑貨の販売 14 食品、清涼飲料水、酒類の販売 15 飲食店の経営 16 旅行業 17 旅行業者代理業 18 総合警備保障業務 19 ビルメンテナンス業 20 賃貸別荘、貸ビル、旅館、ホテル、その他宿泊施設の経営 21 建築物、工作物（看板、煙突及び照明塔）の設計・施工監理の受託 業務 22 コンピューター機器及び関連機器の販売、貸付並びにコンピューター・ プログラムの企画、開発、管理業務 23 各種コンサルティング及びアドバイザリー業務 24 上記各号に附帯関連する一切の業務
役 員	取締役 5 名（うち代表取締役 1 名）、監査役 1 名

吹田市立千里山竹園児童センターの指定管理者候補者選定の概要

1 施設の名称及び所在地

名 称 吹田市立千里山竹園児童センター
所在地 吹田市千里山竹園2丁目1番5号

2 指定管理者候補者

所在地：東京都目黒区東山一丁目5番4号 KDX中目黒ビル6階
団体名：アクティオ株式会社
代表者：代表取締役社長 淡野 文孝

3 指定の期間

令和7年（2025年）4月1日から令和12年（2030年）3月31日まで

4 管理経費の提案額

年 度	管理経費の提案額
令和7年度（2025年度）	37,968,800円
令和8年度（2026年度）	37,478,800円
令和9年度（2027年度）	38,228,800円
令和10年度（2028年度）	39,018,800円
令和11年度（2029年度）	39,798,800円
合 計	192,494,000円

5 募集及び選定経過の概要

（1）募集の経過

募集要項等の公表	令和6年（2024年）7月1日	
説明会	令和6年（2024年）7月9日	（3団体）
提出書類の受付	令和6年（2024年）7月26日～8月9日	（5団体）

（2）選定の経過

第1回選定委員会	令和6年（2024年）6月25日
第2回選定委員会	令和6年（2024年）9月4日

6 選定委員会委員

(敬称略)

	氏名	役職等
委員長	曾我 雅俊	大和大学 教育学部長
副委員長	宮里 慶子	千里金蘭大学 教育学部 教育学科 准教授
委員	瀬戸 展子	吹田市PTA協議会 書記
委員	梅村 賢作	吹田市青少年対策委員会連絡協議会 会長
委員	有吉 寛展	近畿税理士会吹田支部 税理士

7 選定の概要

(1) 選定方法

募集要項に定める応募資格を満たしていることを確認したうえで、各選定委員が応募者からの提案内容について書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し、選定基準に基づき評価を行いました。

選定にあたっては、各委員が評価点の合計点による順位付けを行い、1位と順位付けした委員数が多い者を上位とし、1位と順位付けした委員数で決定できない場合は、同数となった者について、2位と順位付けした委員数が多い者を上位とし、指定管理者候補者及び次点者を決定しました。

なお、配点100点中、合計6割以上の評価点をつけた委員が過半数に満たない場合は、指定管理者候補者及び次点者に選定しないこととしました。

(2) 選定結果

選定委員 団体名	ア	イ	ウ	エ	オ
アクティオ株式会社 (指定管理者候補者)	78.64 点	88.64 点	98.64 点	97.64 点	85.64 点
	1 位	1 位	2 位	1 位	2 位
応募者E (次点者)	74.64 点	82.64 点	99.64 点	95.64 点	68.64 点
	2 位	2 位	1 位	2 位	5 位
応募者C	71.64 点	77.64 点	97.64 点	75.64 点	92.64 点
	3 位	3 位	3 位	4 位	1 位
応募者D	58.00 点	77.00 点	93.00 点	76.00 点	84.00 点
	4 位	4 位	4 位	3 位	4 位
応募者B	56.68 点	72.68 点	83.68 点	67.68 点	84.68 点
	5 位	5 位	5 位	5 位	3 位

(3)

(3) 評価点集計表

ア アクティオ株式会社（指定管理者候補者）

選定基準	評価項目	委員 配点		ア	イ	ウ	エ	オ
施設の運営 理念、運営 方針	①運営理念・運営方針	15	5	4	5	5	5	5
	②市民の施設利用の促進・平等利用の確保		5	4	4	5	5	5
	③個人情報等の管理手法及び体制		5	4	4	4	5	4
施設の効用 を最大限に 発揮するも のであるこ と	④主催事業	40	20	16	18	20	20	16
	⑤自主事業		5	4	5	5	5	5
	⑥家庭、学校、地域等との連携		10	6	8	10	8	6
	⑦管理運営状況の自己点検・評価方法等について		5	4	5	5	5	5
安定的な施 設管理及び 運営	⑧施設及び設備の維持管理等	25	10	6	8	10	10	6
	⑨管理運営体制		10	8	8	10	10	10
	⑩危機管理体制		5	5	4	5	5	4
安定的な財 政基盤及び 収支計画	⑪財政状況	10	5	4	5	5	5	5
	⑫収支計画		5	4	5	5	5	5
類似施設の 事業実績	⑬児童館又は類似施設の事業実績があるか	5	5	5	5	5	5	5
見積額	⑭指定管理委託料の提案見積額が他の提案と比較して安価である	5	5	4.64	4.64	4.64	4.64	4.64
合計点		100		78.64	88.64	98.64	97.64	85.64
委員ごとの順位				1	1	2	1	2

イ 応募者E（次点者）

選定基準	評価項目	委員 配点		ア	イ	ウ	エ	オ
施設の運営 理念、運営 方針	①運営理念・運営方針	15	5	4	4	5	5	5
	②市民の施設利用の促進・平等利用の確保		5	4	3	5	5	3
	③個人情報等の管理手法及び体制		5	3	4	5	5	4
施設の効用 を最大限に 発揮するもの であること	④主催事業	40	20	16	16	20	20	14
	⑤自主事業		5	4	4	5	4	2
	⑥家庭、学校、地域等との連携		10	8	8	10	10	6
	⑦管理運営状況の自己点検・評価方法等について		5	3	4	5	4	3
安定的な施設 管理及び 運営	⑧施設及び設備の維持管理等	25	10	6	8	10	10	6
	⑨管理運営体制		10	8	8	10	8	6
	⑩危機管理体制		5	3	4	5	5	4
安定的な財政 基盤及び 収支計画	⑪財政状況	10	5	3	5	5	5	5
	⑫収支計画		5	3	5	5	5	1
類似施設の 事業実績	⑬児童館又は類似施設の事業実績があるか	5	5	5	5	5	5	5
見積額	⑭指定管理委託料の提案見積額が他の提案と比較して安価である	5	5	4.64	4.64	4.64	4.64	4.64
合計点		100		74.64	82.64	99.64	95.64	68.64
委員ごとの順位				2	2	1	2	5

ウ 応募者C

選定基準	評価項目	委員 配点		ア	イ	ウ	エ	オ
施設の運営 理念、運営 方針	①運営理念・運営方針	15	5	4	4	5	4	5
	②市民の施設利用の促進・平等利用の確保		5	3	3	5	4	5
	③個人情報等の管理手法及び体制		5	4	4	5	5	5
施設の効用 を最大限に 発揮するもの であること	④主催事業	40	20	16	16	20	16	16
	⑤自主事業		5	4	4	5	4	4
	⑥家庭、学校、地域等との連携		10	6	4	8	4	8
	⑦管理運営状況の自己点検・評価方法等について		5	3	4	5	3	5
安定的な施設 管理及び運営	⑧施設及び設備の維持管理等	25	10	6	8	10	8	10
	⑨管理運営体制		10	6	8	10	6	10
	⑩危機管理体制		5	4	4	5	4	5
安定的な財政 基盤及び 収支計画	⑪財政状況	10	5	3	5	5	4	5
	⑫収支計画		5	3	4	5	4	5
類似施設の 事業実績	⑬児童館又は類似施設の事業実績があるか	5	5	5	5	5	5	5
見積額	⑭指定管理委託料の提案見積額が他の提案と比較して安価である	5	5	4.64	4.64	4.64	4.64	4.64
合計点		100		71.64	77.64	97.64	75.64	92.64
委員ごとの順位				3	3	3	4	1

エ 応募者D

選定基準	評価項目	委員 配点		ア	イ	ウ	エ	オ
施設の運営 理念、運営 方針	①運営理念・運営方針	15	5	3	4	4	5	3
	②市民の施設利用の促進・平等利用の確保		5	3	4	4	4	5
	③個人情報等の管理手法及び体制		5	3	4	4	4	2
施設の効用 を最大限に 発揮するも のであるこ と	④主催事業	40	20	12	14	18	20	16
	⑤自主事業		5	4	4	5	5	5
	⑥家庭、学校、地域等との連携		10	4	8	8	6	8
	⑦管理運営状況の自己点検・評価方法等について		5	3	4	5	4	5
安定的な施 設管理及び 運営	⑧施設及び設備の維持管理等	25	10	4	8	10	6	10
	⑨管理運営体制		10	4	8	10	6	10
	⑩危機管理体制		5	2	4	5	2	4
安定的な財 政基盤及び 収支計画	⑪財政状況	10	5	3	2	5	2	1
	⑫収支計画		5	3	3	5	2	5
類似施設の 事業実績	⑬児童館又は類似施設の事業実績があるか	5	5	5	5	5	5	5
見積額	⑭指定管理委託料の提案見積額が他の提案と比較して安価である	5	5	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00
合計点		100		58.00	77.00	93.00	76.00	84.00
委員ごとの順位				4	4	4	3	4

オ 応募者 B

選定基準	評価項目	委員 配点		ア	イ	ウ	エ	オ
施設の運営 理念、運営 方針	①運営理念・運営方針	15	5	3	4	4	4	5
	②市民の施設利用の促進・平等利用の確保		5	3	3	4	3	5
	③個人情報等の管理手法及び体制		5	3	3	4	4	5
施設の効用 を最大限に 発揮するもの であること	④主催事業	40	20	12	16	18	12	16
	⑤自主事業		5	3	4	4	4	5
	⑥家庭、学校、地域等との連携		10	6	6	8	4	10
	⑦管理運営状況の自己点検・評価方法等について		5	3	3	4	3	5
安定的な施設 管理及び 運営	⑧施設及び設備の維持管理等	25	10	4	8	8	6	6
	⑨管理運営体制		10	4	6	8	8	6
	⑩危機管理体制		5	2	3	4	4	4
安定的な財政 基盤及び 収支計画	⑪財政状況	10	5	3	5	5	4	5
	⑫収支計画		5	3	4	5	4	5
類似施設の 事業実績	⑬児童館又は類似施設の事業実績があるか	5	5	3	3	3	3	3
見積額	⑭指定管理委託料の提案見積額が他の提案と比較して安価である	5	5	4.68	4.68	4.68	4.68	4.68
合計点		100		56.68	72.68	83.68	67.68	84.68
委員ごとの順位				5	5	5	5	3

吹田市立高齢者いきいの家指定管理者候補者概要

団体名称等	所在地：大阪府吹田市南金田 2 丁目 1 2 番 1 号 団体名：株式会社ビケンテクノ 代表者：代表取締役社長 梶山 龍誠
設立年月日	昭和 3 8 年（1 9 6 3 年）5 月 1 4 日
団体の目的 及び事業	この法人は、お客様第一主義を実践するソリューションプロバイダーとしてファシリティマネジメント（FM）・プロパティマネジメント（PM）・ビルメンテナンス（BM）を通じて、社会に貢献することを経営理念としており、つぎの事業を営むことを目的とする。 1. 土地、建物、建物設備全般の総合管理、建物内外の清掃管理及び総合警備業務 2. 食品製造、加工工場及び厨房設備の保守管理業務 3. 環境衛生管理業務（水質検査、空気、生菌等の環境衛生関係の測定、貯水槽、汚水槽等の清掃、防虫防鼠） 4. 医療施設における環境整備、管理業務（微生物の検査判定、無菌化、感染予防対策の実施等） 5. 総合土木建築の設計、施工、監理及びコンサルタント業務 6. 電気、空調、給排水、下水処理、水処理、消防、ゴミ焼却等の設備及び建物附属設備の設計、施工及び保守管理業務 7. 昇降機の諸工事及び点検保守管理業務 8. 建物内外の増改築、塗装、防水及び内装仕上工事 9. 公害防止関連設備の設計、施工及び保守管理業務 10. 造園土木の設計、施工及び保守管理業務 11. 各種プラントの非破壊検査及び補修工事業務 12. 産業用製造設備機器の設計、製作、据付工事及び保守管理業務 13. 機械器具設置工事 14. 水道及び消防施設工事 15. 不動産の売買、仲介、斡旋、賃貸業務及び管理業務 16. 金融商品取引法における第二種金融商品取引業 17. 金融商品取引法における投資助言・代理業 18. 投資対象物件調査、環境調査、エンジニアリング調査、権原調査など投資対象取得に係る一切の調査の実施に関する助言 19. ビルメンテナンスに関するコンサルタント業 20. 経営コンサルタント業 21. マンション管理業 22. 総合リース業

	23. フランチャイズチェーンシステムによる加盟店の経営指導及び加盟店組織の運営 24. ファシリティマネジメント業 25. 什器備品及び小型船舶の販売及びレンタル 26. 各種樹脂成形材の加工、製造、販売 27. 食料品、日用雑貨、健康食品、健康飲料、医薬品、医薬部外品、化粧品、酒類、塩、米、煙草、切手、葉書、収入印紙の販売 28. 飲食店、コンビニエンスストアの経営 29. 検査装置、機器の販売及び貸出 30. 産業廃棄物の収集、運搬及び処理業務 31. 一般廃棄物の収集、運搬及び処理業務 32. 損害保険代理業 33. 生命保険の募集に係る業務 34. 各種市場、商品、需要の予測調査の企画と実施 35. 都市計画の立案、企画の受託業務 36. 農林水産業経営指導業務 37. 農林水産業における情報解析、調査、研究及び情報通信事業 38. 各種講演、ゼミナールの企画と実施業務 39. 著作、出版事業 40. 広告代理業 41. 浄水装置の販売及びレンタル 42. 書籍、雑誌、玩具、コンピューター及び同付属装置、コンパクトディスク、ビデオテープ、デジタルビデオディスク、ゲームソフト、その他の音響、映像媒体商品の販売及びレンタル 43. 古物売買業 44. 有料道路の使用利用料金収受業務の受託 45. 有料道路の回数通行券の受託販売 46. 有料道路の交通管理に関する業務の受託 47. 有料道路等の管理者から委任を受けて行う異常事態発生時における交通規制、事故処理等の補助 48. 有料道路等の管理者から委任を受けて行う道路及び道路附帯施設の点検及び維持清掃 49. 植樹工事及び植栽管理業務 50. 道路保全工事（道路標示、区画線工事・道路標識設置工事・道路舗装工事等）に関する業務 51. 地方自治法により設置された公の施設の管理運営 52. 文化施設、スポーツ施設、駐車場、駐輪場、公園の管理運営 53. 労働者派遣事業 54. 有料職業紹介事業 55. 放置車両確認事務の受託 56. 放置違反金関係事務の受託
--	---

	57. 旅館業法による旅館業 58. 有料老人ホーム、保育所、託児所の経営 59. 介護保険法による訪問介護及び介護予防訪問介護の居宅サービス事業 60. 介護保険法による訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護の居宅サービス事業 61. 介護保険法による訪問看護及び介護予防訪問看護の居宅サービス事業 62. 介護保険法による訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションの居宅サービス事業 63. 介護保険法による通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの居宅サービス事業 64. 介護保険法による通所介護及び介護予防通所介護の居宅サービス事業 65. 介護保険法による短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の居宅サービス事業 66. 介護保険法による短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の居宅サービス事業 67. 介護保険法による認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の地域密着型サービス事業 68. 介護保険法による認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の地域密着型サービス事業 69. 介護保険法による小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護の地域密着型サービス事業 70. 介護保険法による夜間対応型訪問介護の地域密着型サービス事業 71. 介護保険法による小規模特定施設入居者生活介護の地域密着型サービス事業 72. 介護保険法による特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の居宅サービス事業 73. 介護保険法による居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の居宅サービス事業 74. 介護保険法による福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の居宅サービス事業 75. 一般乗用旅客自動車運送事業 76. 要介護高齢者等に対する介護サービスの提供 77. 人材育成及び職業能力開発のための教育事業 78. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業 79. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業 80. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業 81. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業（移動支援・日中一時支援）
--	---

	82. 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業 83. 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業 84. 福祉、介護用機器・用具の賃貸、販売、修理並びに設置工事 85. 居宅介護支援事業 86. 医療・介護を行う施設並びに福祉施設の管理運営に関するコンサルティング 87. 施術所の経営 88. 太陽光発電に関する事業 89. 介護保険法に基づく第1号事業 90. 建設機械、工具備品等の輸出入及び販売 91. 前各号に附帯する一切の業務
役 員	「代表取締役会長」1名 「代表取締役社長」1名 「取締役副社長」1名 「取締役」11名 「常勤監査役」2名 「監査役」2名

吹田市立高齢者いきいの家指定管理者候補者選定の概要

1 施設の名称及び所在地

吹田市立高齢者いきいの家 吹田市岸部中1丁目24番11号

2 指定管理者候補者

所在地：大阪府吹田市南金田2丁目12番1号

団体名：株式会社ビケンテクノ

代表者：代表取締役社長 梶山 龍誠

3 指定の期間

令和7年（2025年）4月1日～令和12年（2030年）3月31日

4 管理経費の提案額

年度	管理経費の提案額
令和7年度（2025年度）	17,048,000円
令和8年度（2026年度）	17,177,000円
令和9年度（2027年度）	17,417,000円
令和10年度（2028年度）	17,546,000円
令和11年度（2029年度）	17,690,000円
合 計	86,878,000円

管理経費は市が指定管理料として支出します。なお、指定管理料の額は、年度ごとの予算の範囲内で市と指定管理者が協議し、双方で締結する年度協定書で定めるものとします。

5 募集及び選定経過の概要

(1) 募集の経過

募集要項の配布	令和6年（2024年）	6月3日～7月5日	
説明会	令和6年（2024年）	6月7日	（3団体）
応募受付	令和6年（2024年）	6月3日～7月5日	（3団体）

(2) 選定の経過

第1回選定委員会	令和6年（2024年）	5月24日
第2回選定委員会	令和6年（2024年）	8月1日

6 選定委員会委員

(敬称略)

	氏名	役職等
委員長	吉岡 洋子	関西大学 教授
副委員長	奥谷 義信	社会福祉法人吹田市社会福祉協議会 副会長
委員	西川 緑一	吹田市民生・児童委員協議会 岸部地区委員長
委員	井上 寧	近畿税理士会吹田支部 幹事
委員	八瀬 恵	大阪府社会保険労務士会 労務監査推進特別部会 副部会長

7 選定の概要

(1) 選定方法

募集要項に定める応募資格を満たしていることを確認した上で、応募法人から提出された書類審査とヒアリング等審査により採点し、全選定委員の選定項目ごとの平均点が、基準点（5割（項目5を除く））以上で、かつ全選定委員の評点合計の平均点が基準点（6割）以上である応募法人を選定対象者とししました。

次に、委員ごとに選定対象者の評点合計が高いものから順位付けを行い、1位とした委員数が多いものを上位とし、指定管理者候補者及び次点者を決定しました。

(2) 選定結果

団体名	選定委員					上位獲得数		総合 順位
	A	B	C	D	E			
指定管理者候補者 株式会社ビケンテクノ	1位	2位	1位	1位	1位	1位	4	1位
						2位	1	
次点者 a 法人	2位	1位	2位	2位	2位	1位	1	2位
						2位	4	
b 法人	3位	3位	3位	3位	3位	1位	0	3位
						2位	0	

8 選定評点集計表

(指定管理者候補者) 株式会社ビケンテクノ

選定項目	配点	評点				
		A	B	C	D	E
1 市民の平等な利用が確保されるか (1) 施設の運営方針、運営計画 (2) 平等利用を図るための具体的手法及び期待される効果 (3) 個人情報保護についての考え方及び具体的取組	15	14	11	12	15	12
2 施設の効用を最大限に発揮するものであり、施設の設置目的を効果的に達成し、高齢者の福祉の増進に寄与することができるか (1) 施設の設置目的に合致している (2) 事業計画の内容が具体的・現実的であり、かつ創意工夫や積極性が見られる (3) 施設の利用を促進させる具体的方策及び利用者ニーズへの対応 (4) サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果 (5) 安心・安全に利用できる施設とするための具体的方策及び緊急時の対応 (6) 自主事業の取組	40	34	30	32	38	34
3 安定した管理を行う人員、その他経営規模及び能力を有しているか、又は確保できる見込みがあるか (1) 安定的な管理運営が可能となる人的能力及び労働関係法令の遵守 (2) 安定的な管理運営が可能な財政的基盤	20	16	17	15	19	16
4 施設の管理経費が適正な水準であり、効率的な運営が図られるものであるか (1) 施設の管理運営に係る経費の内容	10	8	7	8	10	9
5 団体が市内を拠点として活動しているか、また、市内において施設の設置目的に関連した事業等の活動実績があるか (1) 団体の所在地について (2) 関連した事業や活動の市内での実績について	10	10	10	10	10	10
6 その他、指定管理者に求める役割を果たせるか (1) 障がい者及び高齢者の積極的な雇用 (2) 環境への配慮	5	4	3	4	5	5
合 計	100	86	78	81	97	86
順 位		1	2	1	1	1

(次点者) a 法人

選定項目	配点	評点				
		A	B	C	D	E
1 市民の平等な利用が確保されるか (1) 施設の運営方針、運営計画 (2) 平等利用を図るための具体的手法及び期待される効果 (3) 個人情報保護についての考え方及び具体的取組	15	12	14	12	15	14
2 施設の効用を最大限に発揮するものであり、施設の設置目的を効果的に達成し、高齢者の福祉の増進に寄与することができるか (1) 施設の設置目的に合致している (2) 事業計画の内容が具体的・現実的であり、かつ創意工夫や積極性が見られる (3) 施設の利用を促進させる具体的方策及び利用者ニーズへの対応 (4) サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果 (5) 安心・安全に利用できる施設とするための具体的方策及び緊急時の対応 (6) 自主事業の取組	40	34	37	32	40	36
3 安定した管理を行う人員、その他経営規模及び能力を有しているか、又は確保できる見込みがあるか (1) 安定的な管理運営が可能となる人的能力及び労働関係法令の遵守 (2) 安定的な管理運営が可能な財政的基盤	20	16	17	15	19	16
4 施設の管理経費が適正な水準であり、効率的な運営が図られるものであるか (1) 施設の管理運営に係る経費の内容	10	8	8	8	10	9
5 団体が市内を拠点として活動しているか、また、市内において施設の設置目的に関連した事業等の活動実績があるか (1) 団体の所在地について (2) 関連した事業や活動の市内での実績について	10	0	0	0	0	0
6 その他、指定管理者に求める役割を果たせるか (1) 障がい者及び高齢者の積極的な雇用 (2) 環境への配慮	5	4	4	4	5	5
合 計	100	74	80	71	89	80
順 位		2	1	2	2	2

b 法人

選定項目	配点	評点				
		A	B	C	D	E
1 市民の平等な利用が確保されるか (1) 施設の運営方針、運営計画 (2) 平等利用を図るための具体的手法及び期待される効果 (3) 個人情報保護についての考え方及び具体的取組	15	12	10	11	11	9
2 施設の効用を最大限に発揮するものであり、施設の設置目的を効果的に達成し、高齢者の福祉の増進に寄与することができるか (1) 施設の設置目的に合致している (2) 事業計画の内容が具体的・現実的であり、かつ創意工夫や積極性が見られる (3) 施設の利用を促進させる具体的方策及び利用者ニーズへの対応 (4) サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果 (5) 安心・安全に利用できる施設とするための具体的方策及び緊急時の対応 (6) 自主事業の取組	40	32	23	30	37	24
3 安定した管理を行う人員、その他経営規模及び能力を有しているか、又は確保できる見込みがあるか (1) 安定的な管理運営が可能となる人的能力及び労働関係法令の遵守 (2) 安定的な管理運営が可能な財政的基盤	20	14	17	16	19	15
4 施設の管理経費が適正な水準であり、効率的な運営が図られるものであるか (1) 施設の管理運営に係る経費の内容	10	8	7	8	9	5
5 団体が市内を拠点として活動しているか、また、市内において施設の設置目的に関連した事業等の活動実績があるか (1) 団体の所在地について (2) 関連した事業や活動の市内での実績について	10	0	0	0	0	0
6 その他、指定管理者に求める役割を果たせるか (1) 障がい者及び高齢者の積極的な雇用 (2) 環境への配慮	5	4	2	4	4	3
合 計	100	70	59	69	80	56
順 位		3	3	3	3	3

健都ルールサイド公園及び吹田市立健都ライブラリー指定管理者候補者団体概要

1 指定管理者候補者

団体名称等	健康医療都市まちづくり本舗 (代表者) 兵庫県神戸市中央区港島中町 7 丁目 1 番 1 アシックススポーツファシリティーズ株式会社 代表取締役 片岡 秀文
-------	---

2 構成団体概要

(1) 代表者

名称	アシックススポーツファシリティーズ株式会社
設立年月日	令和 2 年 (2020 年) 5 月 1 日
団体の目的 及び事業	1 スポーツ施設およびレジャー施設の設置および運営 2 各種スポーツ用品および各種レジャー用品の製造および販売 3 スポーツイベントのコンサルティングおよび運営 4 スポーツコンテンツの企画・開発・販売、指導および運営 5 健康増進関連事業の運営 6 不動産の管理保全および賃貸 7 前各号に付帯する一切の事業
役員	取締役 3 名 (うち代表取締役 1 名) 監査役 1 名

(2) 構成員

名称	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
設立年月日	昭和 61 年 (1986 年) 11 月 1 日
団体の目的 及び事業	1 学校、病院、寮、保養施設、社会福祉施設等の給食業務の請負及び 栄養管理、指導に関する業務 2 各種施設の総合管理業務の請負及び運営 3 自治体が公募する指定管理者の運営業務

	4 自治体が公募する請負業務
	5 有料道路、有料駐車場の維持補修及び清掃並びに料金徴収、通行券類の販売に関する業務の請負
	6 警備の請負並びに防犯、防災に関する調査、助言及び設備器具の販売
	7 金融機関への金銭の出し入れ及び郵便物の荷造り発送業務並びに家事事務代行サービス
	8 ビルメンテナンス業
	9 水道、電気、ガス等の検針及び検査に関する業務の請負
	10 酒類、煙草、塩、切手、衣料品、食料品、化粧品、菓子、ライター、書籍、文房具、玩具及び日用品雑貨の販売
	11 公衆浴場の経営
	12 一般労働者派遣事業並びに各種軽作業請負業務
	13 有料職業紹介事業
	14 オフィス・オートメーション及び関連機器の利用に関する教育並びに指導
	15 個人及び企業の経営活性化のための人材教育並びに研修業務
	16 医療機関等から委託された医事関連業務の請負
	17 通所介護、訪問介護、訪問入浴介護、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護及び居宅介護支援事業並びに介護用品及び介護機器の販売その他介護保険法に基づく介護事業
	18 障害者自立支援法に基づく障害者サービス事業
	19 リネンサプライ業
	20 乳幼児及び児童の保育の請負
	21 地域子育て支援拠点事業の管理運営業務の請負
	22 児童館、放課後児童クラブ、子育て支援センター、子供クラブ等の管理運営業務の請負
	23 不動産の売買、賃貸借及び管理
	24 車両の運行、点検、保守に関する業務の請負
	25 自動車の整備並びに自動車・自動車部品の販売、斡旋
	26 旅客自動車運送事業
	27 自動車の陸送および回送業務
	28 清掃業務
	29 飲食店の運営に関する業務

	30 ホテル、旅館、レストランの経営 31 貸室業 32 減塩、低カロリー及びリノール酸などの成分調整食品製造、販売 33 農業、農園、牧場の経営及び管理 34 農産物、畜産物、木材、薪炭、きのこ類、果実類、油脂、山菜の生産、加工及び販売 35 ビール、ワイン及び果汁の製造及び販売 36 飲料、食品及び土産物等売店の経営 37 前各号に付帯又は関連する一切の事業
役員	取締役 6名（うち代表取締役1名） 監査役 2名

（３）構成員

名称	株式会社日比谷アメニス 大阪支店
設立年月日	昭和46年（1971年）10月1日
団体の目的及び事業	1 造園土木、一般土木並びに建築工事 2 ゴルフ場建設及び各種競技場工事 3 遊園器具及び体育器具設置工事 4 上記各工事に関連する設計監理、鑑定及び製作販売業務 5 観光施設、スポーツ施設、公園、道路の経営及び受託運営 6 観光施設、スポーツ施設、公園、道路の経営及び受託運営に関するコンサルタント 7 生花、商品の企画、開発、販売及びコンサルタント 8 各種イベントの企画、実施及びコンサルタント 9 売店、喫茶及びレストランの運営に関する業務 10 広報、プロモーションに関する企画及びコンテンツ製作に関する業務 11 不動産賃貸に関する業務 12 前各号に附帯する一切の業務
役員	取締役 15名（うち代表取締役1名） 監査役 1名

（４）構成員

名称	テルウェル西日本株式会社 関西支店
----	-------------------

(3)

設立年月日	平成 13 年（2001 年）4 月 2 日
団体の目的 及び事業	1 清掃、害虫駆除、環境測定、建物メンテナンスに関する業務 2 常駐警備、巡回警備、機械警備、交通誘導警備に関する業務 3 催物等の警備対象施設における混乱防止等の安全及び秩序維持と誘導警備に関する業務 4 電気設備及び空調、衛生設備の工事請負に関する業務 5 土木建築工事の企画、設計、施工請負に関する業務 6 造園、緑化工事の企画、設計、施工請負に関する業務 7 不動産の売買、賃貸借、仲介、斡旋及び管理に関する業務 8 福利厚生施設、スポーツ施設、飲食店、コンビニエンスストア等の運営管理及び運営業務の受託に関する業務 9 駐車場の管理運営に関する業務 10 自動販売機の設置及び運営管理に関する業務 11 公衆電話ボックス及び公衆電話キャビネット、公衆電話置台の販売、工事、清掃、保守並びに料金収集に関する業務 12 現金自動受払機及びその設置場所の清掃に関する業務 13 一般廃棄物及び産業廃棄物の収集、運搬、処理処分に関する業務 14 金属くず業 15 貨物運送取扱事業に関する業務 16 什器、機器、防災用品、清掃用具、タバコ、食料品及び日用品等の販売に関する業務 17 印刷物、出版物の発行販売に関する業務 18 切手、印紙類、プリペイドカード、商品券等有価証券の販売に関する業務 19 ガソリン、軽油、灯油、重油の販売に関する業務 20 酒類販売業 21 古物営業法に基づく古物の売買に関する業務 22 各種レンタル業及び総合リース業に関する業務 23 電気通信事業法に基づく電気通信事業に関する業務 24 電気通信工事の設計、施工及び電気通信設備の運用、保守に関する業務 25 電気通信に関するシステム及びソフトウェアの企画、開発、制作、販売並びに保守、運用に関する業務 26 通信機器の販売、設置、保守に関する業務

	27 各種情報提供サービスに関する業務 28 非常通報機及び防災設備並びに防災機器の販売、設置、保守に関する業務 29 電報の受付及び配達等の受託に関する業務 30 広告業、広告代理店業務に関する業務 31 電柱広告の利用権の販売及び管理に関する業務 32 企業等における各種オフィスサポート業務 33 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業に関する業務 34 職業安定法に基づく有料職業紹介事業に関する業務 35 ダイレクトメールの企画、製作並びに発送代行に関する業務 36 各種イベントの企画運営、ボランティア活動等に関する業務 37 介護保険法に基づく下記事項に関する業務 （１）介護保険法に基づく居宅サービス事業 （２）介護保険法に基づく介護予防サービス事業 （３）介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業 （４）介護保険法に基づく地域密着型サービス事業 （５）介護保険法に基づく居宅介護支援事業 （６）介護保険法に基づく第１号事業 （７）一般乗用旅客自動車運送事業〈介護認定者移送限定〉 38 介護人材の育成に関する業務 39 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく下記事項に関する業務 （１）障害者等福祉サービス事業に関する業務 （２）市町村地域生活支援事業に関する業務 40 有料老人ホーム事業、高齢者用住宅事業 41 生きがい、健康管理、経済等生涯の生活設計（ライフプラン）研修、相談に関する業務 42 冠婚葬祭業者の斡旋に関する業務 43 医療機器並びに医療品及び医薬部外品の販売に関する業務 44 医療機関等からの委託によるカルテ搬送、患者給食の提供、洗濯、医療機関への連絡等に関する業務 45 前各号に附帯する一切の業務
役員	取締役 ６名（うち代表取締役１名） 監査役 ３名

健都レールサイド公園及び吹田市立健都ライブラリー指定管理者候補者選定の概要

1 施設の名称及び所在地

(1) 健都レールサイド公園 吹田市片山町1丁目～岸部新町

(2) 吹田市立健都ライブラリー 吹田市岸部新町2番31号

※上記2施設について、一体的な管理運営を行う。

2 指定管理者候補者

健康医療都市まちづくり本舗

(代表者) アシックススポーツファシリティーズ株式会社

兵庫県神戸市中央区港島中町7丁目1番1

代表取締役 片岡 秀文

(構成員) シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

東京都調布市調布ヶ丘3丁目6番地3

代表取締役社長 山田 智治

(構成員) 株式会社日比谷アメニス 大阪支店

大阪府大阪市西区江戸堀1丁目8番14号

支店長 堤 浩之

(構成員) テルウェル西日本株式会社 関西支店

大阪府大阪市東成区中道1丁目10番26号

取締役支店長 柳川瀬 隆良

3 指定の期間

令和7年(2025年)4月1日から令和12年(2030年)3月31日まで

4 管理経費の提案額

年 度	管理経費の提案額
令和7年度(2025年度)	125,000,000円
令和8年度(2026年度)	125,000,000円
令和9年度(2027年度)	125,000,000円
令和10年度(2028年度)	125,000,000円
令和11年度(2029年度)	125,000,000円
合 計	625,000,000円

※管理経費は市が指定管理料として支出する。

(6)

指定管理料の額は、年度ごとの予算の範囲内で市と指定管理者が協議し、双方で締結する年度協定書で定めるものとする。

5 募集及び選定経過の概要

(1) 募集の経過

募集要項等の公表	令和6年(2024年)5月24日
現地説明会	令和6年(2024年)6月5日(8団体)
参加意向表明書の受付	令和6年(2024年)7月10日から25日まで(4団体)
提出書類の受付	令和6年(2024年)8月1日から16日まで(3団体)

(2) 選定の経過

第1回選定委員会	令和6年(2024年)4月19日
第2回選定委員会	令和6年(2024年)9月26日

6 選定委員会委員

(敬称略)

	氏 名	役職等
委員長	渡邊 智山	関西大学 文学部教授
委 員	山本 壱弥	国立循環器病研究センター 理学療法士
委 員	石川 武敏	大阪学院大学 国際学部教授
委 員	加我 宏之	大阪公立大学 農学研究院教授
委 員	古曳 由美子	近畿税理士会吹田支部

7 選定概要

(1) 選定方法

選定委員会において、募集要項に定める応募資格を満たしていることを確認した上で、応募者からの提案内容について書類審査、プレゼンテーション審査を実施し、選定基準に基づき、各委員が評価を行いました。採点の結果、1位と順位付けした委員数が多い者を上位とし、1位と順位付けした委員数で決定できない場合は、同数となった者について、2位と順位付けした委員数が多い者を上位として、指定管理者候補者及び次点者を選定しました。

なお、各委員の評価点数の合計の平均点が100点満点中、60点に満たない場合は、指定管理者候補者及び次点者に選定しないこととしました。

(7)

(2) 選定結果

(評価点の単位：点)

		ア 委員	イ 委員	ウ 委員	エ 委員	オ 委員	平均 評価点	1 位 とした 委員数	2 位 とした 委員数
健康医療都市 まちづくり 本舗	評価点	77.82	96.82	95.82	79.82	68.82	83.82	2 人	3 人
	順位	2 位	1 位	1 位	2 位	2 位			
次点者	評価点	92.80	96.80	94.80	85.80	64.80	87.00	2 人	2 人
	順位	1 位	2 位	2 位	1 位	3 位			
団体 A	評価点	65.00	85.00	84.00	49.00	75.00	71.60	1 人	0 人
	順位	3 位	3 位	3 位	3 位	1 位			

(3) 採点集計表

ア 健康医療都市まちづくり本舗

(単位：点)

分 類	選定基準・評価項目	配点 (※1)	評価点				
			ア委員	イ委員	ウ委員	エ委員	オ委員
管理運営 方針	管理運営方針を理解 した提案であること	4	3	4	4	3	4
事業全体	健都が目指す「医療 イノベーションと新 しいライフスタイル で健康寿命の延伸を リードするまち」の 達成に向けた事業提 案であること	15	12	15	14	12	10
管理運営 に関する 業務	健康増進及び利用促 進等に関する業務	20	12	20	19	16	14
	施設及び設備の適切 な維持管理等	16	10	16	16	12	12
自主事業 に関する 業務	公園及びライブラリ ーの目的に合った自 主事業であること	10	10	10	10	6	4
管理運営 体制	適切な管理運営体制 であること	15	13	12	15	11	8
収支計画	収支計画に関するこ と	5	3	5	3	5	2
実 績	類似施設の指定管理 の実績	5	5	5	5	5	5
見積額	指定管理料の提案見 積額(※2)	10	9.82	9.82	9.82	9.82	9.82
合 計		100	77.82	96.82	95.82	79.82	68.82
順 位		—	2 位	1 位	1 位	2 位	2 位

※1 委員一人当たりの配点

※2 評価点(小数点第3位を四捨五入) = 配点10点 × 応募者中最低見積額/提案見積額

イ 次点者

(単位：点)

分 類	選定基準・評価項目	配点 (※1)	評価点				
			ア委員	イ委員	ウ委員	エ委員	オ委員
管理運営 方針	管理運営方針を理解 した提案であること	4	4	4	4	4	3
事業全体	健都が目指す「医療 イノベーションと新 しいライフスタイル で健康寿命の延伸を リードするまち」の 達成に向けた事業提 案であること	15	14	15	14	12	6
管理運営 に関する 業務	健康増進及び利用促 進等に関する業務	20	18	19	19	19	15
	施設及び設備の適切 な維持管理等	16	14	16	16	10	10
自主事業 に関する 業務	公園及びライブラリ ーの目的に合った自 主事業であること	10	8	10	8	8	4
管理運営 体制	適切な管理運営体制 であること	15	15	14	14	13	8
収支計画	収支計画に関するこ と	5	5	4	5	5	4
実 績	類似施設の指定管理 の実績	5	5	5	5	5	5
見積額	指定管理料の提案見 積額(※2)	10	9.80	9.80	9.80	9.80	9.80
合 計		100	92.80	96.80	94.80	85.80	64.80
順 位		—	1 位	2 位	2 位	1 位	3 位

※1 委員一人当たりの配点

※2 評価点(小数点第3位を四捨五入) = 配点10点 × 応募者中最低見積額/提案見積額

ウ 団体 A

(単位：点)

分 類	選定基準・評価項目	配点 (※1)	評価点				
			ア委員	イ委員	ウ委員	エ委員	オ委員
管理運営 方針	管理運営方針を理解 した提案であること	4	2	4	4	3	2
事業全体	健都が目指す「医療 イノベーションと新 しいライフスタイル で健康寿命の延伸を リードするまち」の 達成に向けた事業提 案であること	15	8	14	13	6	11
管理運営 に関する 業務	健康増進及び利用促 進等に関する業務	20	10	18	19	8	15
	施設及び設備の適切 な維持管理等	16	12	12	10	6	12
自主事業 に関する 業務	公園及びライブラリ ーの目的に合った自 主事業であること	10	8	10	8	4	8
管理運営 体制	適切な管理運営体制 であること	15	8	10	12	4	10
収支計画	収支計画に関するこ と	5	3	3	4	4	3
実 績	類似施設の指定管理 の実績	5	4	4	4	4	4
見積額	指定管理料の提案見 積額(※2)	10	10	10	10	10	10
合 計		100	65	85	84	49	75
順 位		—	3 位	3 位	3 位	3 位	1 位

※1 委員一人当たりの配点

※2 評価点(小数点第3位を四捨五入) = 配点10点 × 応募者中最低見積額/提案見積額

吹田市立自然の家の指定管理者候補者団体概要

団体名称等	所在地 大阪市中央区法円坂 1 丁目 1 番 35 号 団体名 一般財団法人 大阪市青少年活動協会 会 長 出田 善蔵
設立年月日	昭和 50 年（1975 年）5 月 1 日
団体の目的 及 び 事 業	目的 この法人は、青少年の健全育成活動を促進し、心身ともに健康な青少年の育成を図ることを目的とする。 事業 この法人は、前記の目的を達成するため、次の事業を行う。 1 青少年活動に関する指導者の養成 2 青少年活動の普及・振興 3 青少年活動に関する情報の収集・提供、相談・助言、調査・研究 4 青少年の体験活動に係る事業の実施 5 青少年活動施設の運営・管理 6 青少年活動関係機関・団体等との連携・支援 7 その他この法人の目的を達成するために必要と認めた事業
役 員	役員 9 名（うち会長 1 名、専務理事 1 名、常務理事 1 名、理事 4 名、監事 2 名）

吹田市立自然の家の指定管理者候補者選定の概要

1 施設の名称及び所在地

名 称 吹田市立自然の家
所在地 滋賀県高島市今津町南生見

2 指定管理者候補者

名 称 一般財団法人 大阪市青少年活動協会
住 所 大阪市中央区法円坂1丁目1番35号
代表者 会長 出田 善蔵

3 指定の期間

令和7年(2025年)4月1日～令和12年(2030年)3月31日

4 管理経費の提案額

年 度	管理経費の提案額
令和7年度(2025年度)	76,000,000円
令和8年度(2026年度)	75,000,000円
令和9年度(2027年度)	75,900,000円
令和10年度(2028年度)	74,900,000円
令和11年度(2029年度)	75,000,000円
合 計	376,800,000円

管理経費は市が指定管理料として支出します。

なお、指定管理料の額は、年度ごとの予算の範囲内で市と指定管理者が協議し、双方で締結する年度協定書で定めるものとします。

5 募集及び選定経過の概要

(1) 募集の経過

募集要項等の配布 令和6年(2024年) 8月21日～9月30日
 現地施設案内 令和6年(2024年) 8月29日 (2団体)
 参加意向表明書の受付期間
 令和6年(2024年) 9月 3日～9月17日 (2団体)
 申請書類の受付 令和6年(2024年) 9月10日～9月30日 (2団体)

(2) 選定の経過

第1回選定委員会 令和6年(2024年) 8月 5日
 第2回選定委員会 令和6年(2024年) 10月25日

6 選定委員会委員

(敬称略)

	氏 名	役 職 等
委 員 長	川上 光男	元吹田市社会教育委員
副委員長	桑名 恵子	元千里金蘭大学教授
委 員	築谷 康夫	関西大学非常勤講師
委 員	岸本 広樹	高島市教育委員会教育総務部社会教育課地域教育連携室室長
委 員	劔物 康建	税理士（近畿税理士会吹田支部）

7 選定の概要

(1) 選定方法

選定委員会において、募集要項に定める応募資格を満たしていることを確認した上で、応募者から提案内容について書類審査、プレゼンテーション審査を実施し、選定基準に基づき、各委員が評価を行いました。採点の結果、1位と順位付けした委員が最も多い者を上位としました。

なお、各委員の評価点数の合計の平均点が100点満点中60点に満たない場合は、指定管理者候補者及び次点者に選定しないこととしました。

(2) 選定結果

団体名 \ 選定委員	ア	イ	ウ	エ	オ
指定管理者候補者 一般財団法人 大阪市青少年活動協会	99点	95点	89点	88点	86点
	1位	1位	1位	1位	1位
事業者 A	41点	77点	54点	72点	33点
	-	-	-	-	-

(3)

(3) 採点集計表

一般財団法人 大阪市青少年活動協会

(単位:点)

No	選定基準	評価項目	配点 (※1)	評価点				
				ア委員	イ委員	ウ委員	エ委員	オ委員
1	市民の平等な利用が確保されること。	ア 施設の管理運営を実施する際の基本方針	10	10	10	10	8	10
		イ 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	5	5	5	4	4	4
		ウ 個人情報保護についての考え方及び具体的取組	5	5	5	4	4	5
2	事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること（自主事業の内容を含む。）。	ア 主催事業の具体的内容	5	5	5	5	5	4
		イ 自主事業の具体的内容	5	4	5	5	4	4
		ウ 環境学習、自然体験学習等への取組	5	5	5	4	5	5
		エ 食堂運営の内容（食事内容、料金、体制、安全・衛生などの具体的内容）	5	5	4	5	5	4
		オ 高島市及び周辺の他施設との連携	5	5	4	4	4	4
3	事業計画書、管理体制計画書の内容が、安定した管理を行う人員、資産、その他経営規模及び能力を有しているか、又は確保できる見込みのあること。	ア 安定的な管理運営が可能となる人的能力	10	10	8	8	10	8
		イ 安定的な管理運営が可能な財政的基盤	10	10	10	8	10	8
4	収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること（自主事業による利益の取組の提案を含む。）。	ア 施設の管理運営に係る経費の内容	10	10	10	10	8	8
5	施設の設置目的を効果的に達成し、利用者に質の高いサービスが提供できると。	ア サービス向上のための具体的な手法、期待できる効果	5	5	5	4	4	4
		イ 施設の利用促進（施設利用者や関係する団体などと良好な関係を維持するための方策、施設利用の促進の具体的方策など）	5	5	5	4	5	4
		ウ 学校利用を促進するための具体的方策	5	5	4	4	4	4
6	災害対応、施設の安全管理のための体制や対応策が整備されていること。	ア 安心・安全に利用できる施設とするための具体的方策	10	10	10	10	8	10
合 計			100	99	95	89	88	86
順 位			1位	1位	1位	1位	1位	1位

※1 委員1人当たりの配点

事業者A

(単位:点)

No	選定基準	評価項目	配点 (※1)	評価点				
				ア委員	イ委員	ウ委員	エ委員	オ委員
1	市民の平等な利用が確保されること。	ア 施設の管理運営を実施する際の基本方針	10	4	8	6	6	2
		イ 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	5	3	4	2	4	2
		ウ 個人情報保護についての考え方及び具体的取組	5	2	4	3	3	2
2	事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること（自主事業の内容を含む。）。	ア 主催事業の具体的内容	5	3	3	3	4	2
		イ 自主事業の具体的内容	5	2	5	4	4	2
		ウ 環境学習、自然体験学習等への取組	5	3	4	4	4	2
		エ 食堂運営の内容（食事内容、料金、体制、安全・衛生などの具体的内容）	5	2	4	3	4	2
		オ 高島市及び周辺他施設との連携	5	3	5	4	5	2
3	事業計画書、管理体制計画書の内容が、安定した管理を行う人員、資産、その他経営規模及び能力を有しているか、又は確保できる見込みのあること。	ア 安定的な管理運営が可能となる人的能力	10	4	8	4	8	4
		イ 安定的な管理運営が可能な財政的基盤	10	4	8	4	8	4
4	収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること（自主事業による利益の取組の提案を含む。）。	ア 施設の管理運営に係る経費の内容	10	4	6	4	6	2
5	施設の設置目的を効果的に達成し、利用者に質の高いサービスが提供できること。	ア サービス向上のための具体的な手法、期待できる効果	5	2	4	2	4	2
		イ 施設の利用促進（施設利用者や関係する団体などと良好な関係を維持するための方策、施設利用の促進の具体的方策など）	5	1	3	3	3	2
		ウ 学校利用を促進するための具体的方策	5	2	3	4	3	1
6	災害対応、施設の安全管理のための体制や対応策が整備されていること。	ア 安心・安全に利用できる施設とするための具体的方策	10	2	8	4	6	2
合 計			100	41	77	54	72	33
順 位 (※2)			-	-	-	-	-	-

※1 委員1人当たりの配点

※2 事業者Aは、各委員の評価点数の合計の平均点が100点満点中60点に満たなかったため、指定管理者候補者及び次点者に選定しないこととしました。

中学校部活動運営等業務外部委託の拡大について

1 事業の内容

中学校の部活動は、生徒の文化・スポーツに親しむ機会を確保するとともに、責任感・連帯感や自主性の育成にも寄与する活動であり、本市においては約 8 割の生徒が参加しています。しかしながら、近年、顧問の不在等による部活動数の減少や教職員の負担が課題となっており、部活動の維持が困難なケースが生じており、課題解消に向けて、令和 6 年 4 月から市内中学校 5 校（5 部活）において、部活動の外部委託を試行実施しています。

試行実施の結果、当該手法が生徒の文化・スポーツに親しむ機会の確保、教職員の負担軽減に一定の効果が確認できたため、顧問の異動により存続が危ぶまれる部活動等を対象として、令和 7 年 4 月から、試行実施の 5 部活に加え市内中学校 16 校（43 部活）において外部委託を実施するものです。

2 予算額

(1) 歳出予算 618 千円

（款）教育費（項）教育総務費（目）教育指導費

（大事業）学校教育支援事業（小事業）教育活動支援事業

節名称	予算額(千円)	説明等
報償費	24	プロポーザル実施要領策定に係る学識経験者からの意見聴取の謝礼
備品購入費	594	拠点校部活動設置に係る備品購入費

(2) 債務負担行為

（追加）

事項	中学校部活動運営業務（令和 6 年度契約分）
期間	令和 6 年度(2024 年度)～令和 8 年度(2026 年度)
限度額	321,534 千円

3 今後の予定

令和 7 年(2025 年) 1 月	プロポーザル方式による事業者公募
2 月	契約締結
3 月	教職員への説明、生徒・保護者への説明会の実施
4 月	中学校（16 校、43 部活）の部活動管理運営の業務委託を開始（令和 9 年 3 月まで）

吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業における補正予算について

1 概要

設計・施工等のサービス対価について、当初の見込みを上回る物価変動により令和 6 年度（2024 年度）の支出予定額が当初予算額を超過する見込みとなったため、予算の補正を行うものです。

単位：円

項名称	当初予算額 [A]	第 1 期工事 支出済額 [B] ※ 1	第 2 期工事 支出予定額 [C] ※ 2	第 3 期工事 支出予定額 [D] ※ 3	支出予定額 合計 [E] ([B]+[C]+[D])
小学校費	1,883,382,000	94,184,736	1,007,688,561	783,667,434	1,885,540,731
中学校費	605,819,000	241,153,608	54,183,382	312,840,627	608,177,617
計	2,489,201,000	335,338,344	1,061,871,943	1,096,508,061	2,493,718,348
当初予算額と支出予定額の差（[A]－[E]） 小学校費 △ 2,158,731 中学校費 △ 2,358,617 計 △ 4,517,348					

※ 1 令和 6 年（2024 年）5 月定例会に事業契約の一部変更について提案

※ 2 令和 6 年（2024 年）11 月定例会に事業契約の一部変更について提案（議案第 119 号）

※ 3 令和 7 年（2025 年）2 月定例会に事業契約の一部変更について提案予定

2 補正予算額

(1) 歳出予算 4,518 千円

（款）教育費（項）小・中学校費（目）小・中学校改修費

（大事業）小・中学校管理事業（小事業）小・中学校改修事業

節名称	補正予算額 (千円)	説明
公有財産購入費	4,518	設計・施工等のサービス対価 小学校改修事業 2,159 千円 中学校改修事業 2,359 千円

(2) 歳入予算（特定財源） 4,400 千円

（款）市債（項）市債（目）教育債

節名称	補正予算額 (千円)	説明
義務教育施設整備債	4,400	小学校改修費充当分 2,100 千円 中学校改修費充当分 2,300 千円

(1)

3 今後の予定

令和6年（2024年）11月	第2期工事分引渡予定
令和7年（2025年）2月	事業契約の一部変更について2月定例会に提案
令和7年（2025年）3月	第3期工事分引渡予定

中学校における GIGA 端末の購入について

1 事業の内容

令和 2 年度（2020 年度）に GIGA スクール構想開始に伴い、児童・生徒 1 人 1 台端末（小学校は iPad、中学校は Windows 端末）を導入しました。

近年、経年劣化により中学校で使用する Windows 端末の故障が頻発しており、使用できなくなる端末が増えています。令和 7 年度（2025 年度）当初には新入生を含めた中学校の生徒に配備する端末が不足することが予想されているため、中学校で使用する生徒用端末 800 台の購入を行うものです。

なお、中学校で使用する端末については、令和 2 年度（2020 年度）からの GIGA 端末活用状況を踏まえ、令和 7 年度（2025 年度）から順次 iPad に更新する予定としています。購入する端末については、先行導入校 1 ～ 2 校の生徒分として配備を行ったうえで、先行導入校の回収端末を他校の不足端末として再配備します。

2 予算額

歳出予算 51,051 千円

（款）教育費（項）中学校費（目）中学校管理運営費

（大事業）中学校管理事業（小事業）中学校管理事業

節名称	予算額(千円)	説明等
需用費	99	充電保管庫電源タップ
備品購入費	50,952	iPad 端末本体、キーボード、MDM（端末管理機能）

3 経過及び今後の予定

令和 7 年（2025 年）1 月	端末入札を実施（iPad800 台）
令和 7 年（2025 年）3 月	先行導入校に iPad800 台を配備
令和 7 年（2025 年）4 月	先行導入校の端末運用開始

センター方式による中学校全員給食の実施について

1 事業の内容

(1) 概要

令和 10 年度（2028 年度）中の開始を目標に、民設民営のセンター方式で中学校の全員給食を実施します。

令和 6 年（2024 年）8 月に策定した、「中学校の全員給食に向けた基本計画」を踏まえた給食調理事業の運営を条件の一つとして、健都イノベーションパークの本市所有地に、第 2 アライアンス棟（※ 1）の整備運営事業者と給食提供事業者を合わせて募集し、給食調理等を委託するため、当該業務に係る委託料について債務負担行為を設定します。

なお、事業者選定はプロポーザル方式で実施し、契約を行う給食提供期間は、令和 10 年度（2028 年度）中のいずれかの学期始めから、令和 25 年度（2043 年度）の 1 学期末までとします。

（※ 1）アライアンス棟…北大阪健康医療都市（健都）における医療クラスターの形成に向け、健都イノベーションパークに進出する企業や大学の産学連携の窓口等様々な機関が入居し、連携や交流を通して健康寿命延伸に向けた取組が推進される場となる、ハード・ソフトの両面において複合的な機能を目指した建物。

(2) 委託業務の内容

本市が示す献立に基づく給食の調理、中学校への配送及び回収、生徒への食缶の受渡し（配膳）、食器や食缶の洗浄などの業務を委託します。

（参考）業務分担の区分

項目	献立の作成	食材の選定及び発注	食材の検収	給食の調理	食器や食缶の配送及び回収	配膳室での食缶受渡し
市	○	○				
事業者			○	○	○	○
項目	食器や食缶の洗浄	食器や食缶の調達及び管理	調理場の整備及び維持管理		調理機器の整備及び維持管理	
市						
事業者	○	○	○		○	

(3) 整備場所の概要

- ア 所在地 摂津市千里丘新町 200 番 26 ほか（健都イノベーションパーク）
- イ 面積 5,872.13 m²
- ウ 用途地域 準工業地域
- エ 建ぺい率/容積率 60%/200%

(4) 調理場整備に係る主な要求水準

- ア 調理能力 最大 11,500 食/日
- イ 稼働日数 年間 190 日程度
- ウ 給食の内容

主食、副食、牛乳からなる完全給食で実施し、副食は3品程度提供します。
統一献立を作成し、18校を2つの区域に分けて、実施日をずらして提供します。

保温（保冷）食缶を用いて配送し、食器（4点）、食具（箸、スプーン）、個人用トレイを提供します。

- エ 食物アレルギー対応

小学校給食で実施している対応を基本として、一部食材（卵、乳、小麦の一部）の除去食を提供します。また、除去食は専用調理室での調理を行います。

- オ 衛生管理

HACCP（※2）の考え方を取り入れ、学校給食衛生管理基準（文部科学省）や大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）に則った衛生管理を行います。また、必要に応じて市職員が調理場に立ち入れるようにするなど、調理場の状況確認を行います。

（※2）HACCP（ハサップ）…食品の安全性を保証する衛生管理の手法の一つで、原材料の生産から調理されて喫食者の口に入るまでの各段階で発生すると考えられる危害（ハザード）を科学的に分析し、その危害発生を防止できるポイントを定め、これを重点的に管理することで安全性を確保する手法。

(5) 委託料支払いの考え方

調理場が年間190日程度稼働することを想定し、債務負担行為限度額を積算していますが、各学校における給食提供は175日程度となる見込みです。そのため、委託料の支払いについては、年間170日分の経費を固定費として支払い、それ以上の日数分の経費については、給食提供の実績に応じて支払う予定です。

2 予算額

(1) 歳出予算 12 千円

(款) 教育費 (項) 保健体育費 (目) 学校給食費

(大事業) 中学校管理事業 (小事業) 中学校給食事業

節名称	予算額(千円)	説明等
報償費	12	中学校給食調理等業務委託に係る事業者 選定学識経験者謝礼金 6,000 円 × 2 時間 × 1 名 = 12,000 円

(2) 債務負担行為

(追加)

事項	期間	限度額 (※3)
中学校給食調理等業務	令和 6 年度～令和 25 年度	26,314,168 千円

(※3) 主な積算内訳として、給食運営に係る経費や施設入居に係る経費を見込んでいます。なお、給食運営に係る経費については、業務期間中における物価上昇を見込んで積算しています。

3 今後の予定

令和 6 年度 (2024 年度) 中	整備運営事業者と給食提供事業者の募集開始
令和 7 年 (2025 年) 夏頃以降	整備運営事業者と給食提供事業者の決定、 給食調理等委託契約、開業準備など
令和 10 年度 (2028 年度) 中	中学校全員給食の開始

上の川周辺整備事業における繰越明許費の計上について

1 事業の内容

上の川周辺整備事業は、歩行者等の安全確保や地域防災力の向上を目的として、河川暗渠化による遊歩道整備等を行うものであり、現在、施行中の上ノ川橋から蓮華寺橋までの約 300m 区間に引き続き、上流区間約 350m についての延伸検討を進めています。

令和 6 年度当初予算において、上の川遊歩道延伸区間の測量、基盤整備予備設計及び上面整備概略設計の委託料を計上しておりましたが、発注に必要な設計条件を整えるための河川管理者等との協議に時間を要したことから、年度内の業務完了が困難となったため予算の繰越を行うものです。

2 繰越明許費

(款) 土木費 (項) 都市計画費

事業名	金額(千円)
上の川周辺整備事業	委託料 32,000

3 経過及び今後の予定

令和 5 年 (2023 年) 8 月 ～令和 6 年 (2024 年) 8 月	・ 上の川遊歩道延伸検討業務 ・ 延伸の実現可能性に係る技術的検証及び大阪府との事前相談
令和 6 年 (2024 年) 9 月	大阪府と上の川周辺まちづくり (遊歩道延伸) 意見交換会開始
令和 7 年 (2025 年) 1 月	延伸測量及び設計業務の着手予定 (令和 7 年 (2025 年) 9 月完了予定)

税務システム再構築・標準化対応業務の構築期間変更に係る債務負担行為の追加
について

1 趣旨

税務システム再構築・標準化対応業務の構築期間変更に伴い、令和7年度（2025年度）債務負担行為の追加を本定例会で提案するものです。

2 理由

本業務の受託事業者の富士通 Japan（株）（以下、「富士通」）より、定額減税等の税制改正に対応するためにシステムエンジニアを集約したことで、税務システム（標準化）の構築に遅れが生じたため、稼働時期を変更したい旨の申し入れを受けました。

本市としては、稼働時期や変更となる事務処理について富士通や関係所管と協議を行い、業務上の影響が最小限になるように調整した結果、稼働時期を令和7年（2025年）1月から同年11月に変更することとしたため、債務負担行為の追加を提案するものです。

3 予算額

債務負担行為

（款）総務費（項）徴税費（目）税務総務費

（大事業）市税等賦課徴収事業（小事業）税務システム事業

（追加）

事項	期間	限度額
税務システム再構築・標準化対応業務	令和7年度	231,076 千円

4 今後の予定

令和6年11月定例会議決後	税務システム再構築・標準化対応業務契約変更
令和7年11月	新税務システム稼働

当初スケジュール

令和6年度当初予算

(千円)

	令和 6 年度	令和 7 年度
構築	~R7.1月	
	583,516 (R6.4月~R7.1月分)	

スケジュール変更後

令和6年度支出見込み 債務負担行為

(千円)

	令和 6 年度	令和 7 年度
構築	~R7.11月	
	352,440 (R6.4月~R7.3月分)	231,076 (R7.4月~11月分)
	計 583,516	